

参考資料

06



参考資料

1 県議会、市町、有識者、県民の皆さんからの意見反映

「強じんな美し国ビジョンみえ」および「みえ元気プラン」の策定を進めるにあたっては、県議会から知事に申し入れをいただきました。また、市町や有識者の方々をはじめ、県民の皆さんからパブリックコメント等の機会を通じて、ご意見やご提案をいただきました。

(1) 県議会からの申し入れ

時 期	内 容
令和4（2022）年3月	全員協議会や各行政部門別常任委員会において詳細な調査が行われ、3月31日に「『強じんな美し国ビジョンみえ（仮称）概要案』および『みえ元気プラン（仮称）概要案』に基づく今後の『県政運営』等に関する申入書」により、ご要望、ご意見をいただきました。
令和4（2022）年7月	全員協議会や各行政部門別常任委員会において詳細な調査が行われ、7月25日に「『強じんな美し国ビジョンみえ（仮称）』及び『みえ元気プラン（仮称）』最終案に基づく今後の『県政運営』等に関する申入書」により、ご要望、ご意見をいただきました。

(2) 市町からのご意見等

時 期	内 容
令和4（2022）年3月～4月	県内の各市町からご意見等をいただきました。 * 28件
令和4（2022）年6月～7月	県内の各市町からご意見等をいただきました。 * 55件

(3) 有識者の方々からのご意見やご提案

◆三重県経営戦略会議

時 期	内 容
令和4（2022）年4月	県政における政策課題に関し、専門的かつ総合的な知見を有する方々と意見交換を行うことを目的として設置した「三重県経営戦略会議」において議論いただきました。

◆有識者ヒアリング

時 期	内 容
令和4（2022）年3月～5月	「強じんな美し国ビジョンみえ」および「みえ元気プラン」の策定に向けて、時代潮流や社会経済情勢の変化をとらえ、中長期的な将来展望や取組方向を的確に描くうえで必要な意見・助言をいただくため、各分野の有識者と意見交換を行いました。

(4) 県民の皆さんからのご意見やご提案

◆パブリックコメント

時 期	内 容
令和4（2022）年3月～4月	概要案に対してパブリックコメントを実施し、県民の皆さんからご意見等をいただきました。 *73件
令和4（2022）年6月～7月	最終案に対してパブリックコメントを実施し、県民の皆さんからご意見等をいただきました。 *134件

◆各種団体等からのご意見等

時 期	内 容
令和4（2022）年3月～4月	県内の高等教育機関、各種団体等からご意見等をいただきました。 *22件
令和4（2022）年6月～7月	県内の高等教育機関、各種団体等からご意見等をいただきました。 *42件

◆知事と県民との円卓対話

時 期	内 容
令和4（2022）年4月～5月	地域の諸課題について、知事が地域に出向き、現場で直接聴くため、県民との円卓対話を実施し、ご意見等をいただきました。（実施市町：名張市、伊賀市、木曾岬町）

2 個別計画一覧

「関連する個別計画」は、法定計画や条例に基づき議決を経て策定された計画、「みえ元気プラン」に記載されている計画等を施策、行政運営の取組ごとに記載しています。

施策	関連する個別計画		
	計画の名称	計画期間	計画の 主担当部
1-1 災害対応力の充実・強化	三重県地域防災計画	令和4年3月～	防災対策部
	三重県防災・減災対策行動計画	平成30年3月～令和5年3月	防災対策部
	三重県復興指針	平成28年3月～	防災対策部
	三重県職員防災人材育成指針	令和2年3月～	防災対策部
	三重県広域受援計画	令和4年3月～	防災対策部
	三重県国民保護計画	平成30年3月～	防災対策部
	三重県消防広域化及び連携・協力に関する推進計画	平成31年3月～	防災対策部
	三重県石油コンビナート等防災計画	令和4年3月～	防災対策部
1-2 地域防災力の向上	三重県医療計画（第7次）	平成30年4月～令和6年3月	医療保健部
	三重県地域防災計画	令和4年3月～	防災対策部
	三重県防災・減災対策行動計画	平成30年3月～令和5年3月	防災対策部
	三重県復興指針	平成28年3月～	防災対策部
	三重県教育ビジョン	令和2年4月～令和6年3月	教育委員会
1-3 災害に強い県土づくり	三重県の学校における今後の防災対策・防災教育の在り方について<指針>	平成23年12月～	教育委員会
	三重県国土強靱化地域計画	平成27年7月～ (おおむね10年間)	戦略企画部
	防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策 5年後の達成目標	令和3年5月～令和8年3月	県土整備部
2-1 地域医療提供体制の確保	河川DX 中期計画2022～2026	令和4年4月～令和9年3月	県土整備部
	三重県医療計画（第7次）	平成30年4月～令和6年3月	医療保健部
	三重県医師確保計画	令和2年4月～令和6年3月	医療保健部
	三重県がん対策推進計画	平成30年4月～令和6年3月	医療保健部
	三重県循環器病対策推進計画	令和4年4月～令和6年3月	医療保健部
	県立病院改革の基本方針	平成22年3月～	医療保健部
第三期三重県医療費適正化計画	平成30年4月～令和6年3月	医療保健部	

施策		関連する個別計画		
		計画の名称	計画期間	計画の 主担当部
2-1	地域医療提供体制の確保	三重県国民健康保険運営方針	平成30年4月～令和6年3月	医療保健部
2-2	感染症対策の推進	三重県新型インフルエンザ等対策行動計画	平成25年11月～	医療保健部
		三重県感染症予防計画	平成11年11月～ (令和2年12月一部改訂)	医療保健部
2-3	介護の基盤整備と人材確保	第8期三重県介護保険事業支援計画・第9次高齢者福祉計画(みえ高齢者元気・かがやきプラン)	令和3年4月～令和6年3月	医療保健部
2-4	健康づくりの推進	三重県医療計画(第7次)	平成30年4月～令和6年3月	医療保健部
		三重の健康づくり基本計画「ヘルシープルみえ・21」	平成25年4月～令和5年3月 (令和6年3月まで延長)	医療保健部
		第2次みえ歯と口腔の健康づくり基本計画	平成30年4月～令和5年3月 (令和6年3月まで延長)	医療保健部
		第三期三重県医療費適正化計画	平成30年4月～令和6年3月	医療保健部
3-1	犯罪に強いまちづくり	安全で安心な三重のまちづくりアクションプログラム・第2弾	令和2年4月～令和6年3月	環境生活部
		三重県犯罪被害者等支援推進計画	令和2年4月～令和6年3月	環境生活部
3-2	交通安全対策の推進	第11次三重県交通安全計画	令和3年4月～令和8年3月	環境生活部
		第3次三重県飲酒運転0(ゼロ)をめざす基本計画	令和3年4月～令和8年3月	環境生活部
		安全で安心な三重のまちづくりアクションプログラム・第2弾	令和2年4月～令和6年3月	環境生活部
3-3	消費生活の安全確保	三重県消費者施策基本指針	令和2年4月～令和7年3月	環境生活部
		三重県消費者教育推進計画	令和2年4月～令和7年3月	環境生活部
3-4	食の安全・安心と暮らしの衛生の確保	第3次三重県動物愛護管理推進計画	令和3年4月～令和13年3月	医療保健部
		三重県食の安全・安心確保基本方針	平成15年1月～	農林水産部
		三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画	令和2年4月～令和12年3月	農林水産部
4-1	脱炭素社会の実現	三重県環境基本計画	令和2年4月～令和13年3月	環境生活部
		三重県地球温暖化対策総合計画	令和3年4月～令和13年3月	環境生活部
4-2	循環型社会の構築	三重県環境基本計画	令和2年4月～令和13年3月	環境生活部
		三重県循環型社会形成推進計画	令和3年4月～令和8年3月	環境生活部 廃棄物対策局
		三重県災害廃棄物処理計画	平成27年3月～	環境生活部 廃棄物対策局

施策		関連する個別計画		
		計画の名称	計画期間	計画の 主担当部
4-2	循環型社会の構築	三重県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画	平成19年4月～令和9年3月	環境生活部 廃棄物対策局
4-3	自然環境の保全と活用	三重県自然環境保全基本方針	平成16年3月～	農林水産部
4-4	生活環境の保全	三重県環境基本計画	令和2年4月～令和13年3月	環境生活部
		三重県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画	平成25年3月～	環境生活部
		化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画（第9次）	令和4年度策定予定	環境生活部
		生活排水処理アクションプログラム（三重県生活排水処理施設整備計画）	平成28年6月～令和18年3月	環境生活部
		三重県海岸漂着物対策推進計画	平成24年3月～	環境生活部
5-1	持続可能な観光地づくり	三重県観光振興基本計画	令和2年4月～令和6年3月	雇用経済部 観光局
		三重県国際会議等MICE誘致・開催取組方針	平成28年6月～	雇用経済部 観光局
		みえ産業振興ビジョン	平成30年11月～	雇用経済部
5-2	戦略的な観光誘客	三重県観光振興基本計画	令和2年4月～令和6年3月	雇用経済部 観光局
		三重県国際会議等MICE誘致・開催取組方針	平成28年6月～	雇用経済部 観光局
		みえ産業振興ビジョン	平成30年11月～	雇用経済部
5-3	三重の魅力発信	関西圏営業戦略	令和2年4月～令和6年3月	雇用経済部
		みえ産業振興ビジョン	平成30年11月～	雇用経済部
6-1	農業の振興	三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画	令和2年4月～令和12年3月	農林水産部
		三重県食育推進計画	令和3年4月～令和8年3月	農林水産部
6-2	林業の振興と森林づくり	三重の森林づくり基本計画	平成31年4月～令和11年3月	農林水産部
		みえ森林教育ビジョン	令和2年10月～	農林水産部
		みえ木材利用方針	令和3年10月～	農林水産部
6-3	水産業の振興	三重県水産業及び漁村の振興に関する基本計画	令和2年10月～令和12年3月	農林水産部
6-4	農山漁村の振興	三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画	令和2年4月～令和12年3月	農林水産部
		三重県農業農村整備計画	令和2年4月～令和12年3月	農林水産部
		第13次鳥獣保護管理事業計画	令和4年4月～令和9年3月	農林水産部

施 策		関連する個別計画		
		計画の名称	計画期間	計画の 主担当部
7-1	中小企業・小規模 企業の振興	三重県事業承継支援方針	平成30年3月～	雇用経済部
		みえ産業振興ビジョン	平成30年11月～	雇用経済部
7-2	ものづくり産業の 振興	みえ航空宇宙産業振興ビジョン	平成27年3月～	雇用経済部
		三重県新エネルギービジョン	平成28年4月～令和3年3月 (令和2年3月改定)	雇用経済部
		みえ産業振興ビジョン	平成30年11月～	雇用経済部
7-3	企業誘致の推進と 県内再投資の促進	みえ産業振興ビジョン	平成30年11月～	雇用経済部
7-4	国際展開の推進	みえ国際展開に関する基本方針	平成25年9月～ (平成27年6月、平成30年3月改訂)	雇用経済部
		みえ産業振興ビジョン	平成30年11月～	雇用経済部
8-1	若者の就労支援・ 県内定着促進	みえ産業振興ビジョン	平成30年11月～	雇用経済部
8-2	多様で柔軟な働き 方の推進	みえ産業振興ビジョン	平成30年11月～	雇用経済部
9-1	市町との連携によ る地域活性化	木曾岬干拓地土地利用計画	平成13年4月～	地域連携部
		木曾岬干拓地都市的土地利用 計画	平成27年4月～	地域連携部
		三重県過疎地域持続的発展計 画	令和3年4月～令和8年3月	地域連携部 南部地域活性化局
		三重県離島振興計画	平成25年4月～令和5年3月	地域連携部 南部地域活性化局
		紀伊地域半島振興計画	平成27年4月～令和7年3月	地域連携部 南部地域活性化局
10-1	社会におけるDX の推進	みえのデジタル社会の形成に向 けた戦略推進計画	令和4年12月～令和9年3月	デジタル社会推進局
10-2	行政サービスの DX推進	みえのデジタル社会の形成に向 けた戦略推進計画	令和4年12月～令和9年3月	デジタル社会推進局
11-1	道路・港湾整備の 推進	三重県新広域道路交通計画	令和3年3月～	県土整備部
		道路DX 中期計画 2022～2026	令和4年4月～令和9年3月	県土整備部
11-2	公共交通の確保・ 充実	三重県地域公共交通計画	令和5年度策定予定	地域連携部
		三重県自転車活用推進計画	令和2年4月～令和6年3月	地域連携部
11-3	安全で快適な住ま いまちづくり	都市計画区域マスタープラン	令和2年～令和12年	県土整備部
		三重県景観計画	平成20年4月～	県土整備部
		熊野川流域景観計画	平成27年4月～	県土整備部
		三重県無電柱化推進計画 2021～2025	令和3年4月～令和8年3月	県土整備部

施策		関連する個別計画		
		計画の名称	計画期間	計画の 主担当部
11-3	安全で快適な住まいまちづくり	三重県建築物耐震対策促進計画（第二次計画）	令和3年4月～令和8年3月	県土整備部
		三重県住生活基本計画	令和4年6月～令和13年3月	県土整備部
		三重県公営住宅等長寿命化計画	令和2年4月～令和13年3月	県土整備部
11-4	水の安定供給と土地の適正な利用	三重県土地利用基本計画	平成30年12月～	地域連携部
		北部広域圏広域的水道整備計画	平成20年3月～	環境生活部
		南部広域圏広域的水道整備計画	平成22年6月～	環境生活部
		三重県水道広域化推進プラン	令和4年度策定予定	環境生活部
		三重県企業庁経営計画	平成29年4月～令和9年3月	企業庁
12-1	人権が尊重される社会づくり	三重県人権施策基本方針（第二次改定）	平成27年12月～	環境生活部
		第四次人権が尊重される三重をつくる行動プラン	令和2年4月～令和6年3月	環境生活部
		三重県教育ビジョン	令和2年4月～令和6年3月	教育委員会
		三重県人権教育基本方針	平成29年3月～	教育委員会
12-2	ダイバーシティと女性活躍の推進	第3次三重県男女共同参画基本計画	令和3年4月～令和13年3月	環境生活部
		ダイバーシティみえ推進方針～ともに輝く、多様な社会へ～	平成29年12月～	環境生活部
		三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画第6次計画	令和2年4月～令和7年3月	子ども・福祉部
12-3	多文化共生の推進	三重県多文化共生社会づくり指針（第2期）	令和2年4月～令和6年3月	環境生活部
		三重県日本語教育推進計画	令和3年4月～令和6年3月	環境生活部
13-1	地域福祉の推進	三重県地域福祉支援計画	令和2年4月～令和7年3月	子ども・福祉部
		三重県再犯防止推進計画	令和2年4月～令和7年3月	子ども・福祉部
		三重県ひきこもり支援推進計画	令和4年4月～令和7年3月	子ども・福祉部
		第4次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画	平成31年4月～令和5年3月	子ども・福祉部
		第3次三重県自殺対策行動計画	平成30年4月～令和5年3月	医療保健部
13-2	障がい者福祉の推進	みえ障がい者共生社会づくりプラン	令和3年4月～令和6年3月	子ども・福祉部
		第2次三重県手話施策推進計画	令和3年4月～令和6年3月	子ども・福祉部
		三重県アルコール健康障害対策推進計画（第2期）	令和4年4月～令和9年3月	医療保健部
		三重県ギャンブル等依存症対策推進計画	令和4年4月～令和8年3月	医療保健部

施策		関連する個別計画		
		計画の名称	計画期間	計画の 担当部
13-2	障がい者福祉の推進	三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画	令和2年4月～令和12年3月	農林水産部
14-1	未来の礎となる力の育成	三重県教育ビジョン	令和2年4月～令和6年3月	教育委員会
		第四次三重県子ども読書活動推進計画	令和2年4月～令和7年3月	教育委員会
14-2	未来を創造し社会の担い手となる力の育成	三重県教育ビジョン	令和2年4月～令和6年3月	教育委員会
		県立高等学校活性化計画	令和4年4月～令和8年3月	教育委員会
14-3	特別支援教育の推進	三重県教育ビジョン	令和2年4月～令和6年3月	教育委員会
		三重県特別支援教育推進基本計画	令和2年4月～令和5年3月	教育委員会
14-4	いじめや暴力のない学びの場づくり	三重県教育ビジョン	令和2年4月～令和6年3月	教育委員会
14-5	誰もが安心して学べる教育の推進	三重県教育ビジョン	令和2年4月～令和6年3月	教育委員会
14-6	学びを支える教育環境の整備	三重県教育ビジョン	令和2年4月～令和6年3月	教育委員会
		県立高等学校活性化計画	令和4年4月～令和8年3月	教育委員会
		三重県立学校施設長寿命化計画	令和2年4月～令和17年3月	教育委員会
15-1	子どもが豊かに育つ環境づくり	第二期希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン	令和2年4月～令和7年3月	子ども・福祉部
		健やか親子いきいきプランみえ(第2次)	平成27年4月～令和7年3月	子ども・福祉部
		第二期三重県子どもの貧困対策計画	令和2年4月～令和7年3月	子ども・福祉部
		第四期三重県ひとり親家庭等自立促進計画	令和2年4月～令和7年3月	子ども・福祉部
15-2	幼児教育・保育の充実	第二期三重県子ども・子育て支援事業支援計画	令和2年4月～令和7年3月	子ども・福祉部
		三重県教育ビジョン	令和2年4月～令和6年3月	教育委員会
15-3	児童虐待の防止と社会的養育の推進	三重県社会的養育推進計画	令和2年4月～令和12年3月	子ども・福祉部
		第二期希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン	令和2年4月～令和7年3月	子ども・福祉部
		健やか親子いきいきプランみえ(第2次)	平成27年4月～令和7年3月	子ども・福祉部
15-4	結婚・妊娠・出産の支援	第二期希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン	令和2年4月～令和7年3月	子ども・福祉部
		健やか親子いきいきプランみえ(第2次)	平成27年4月～令和7年3月	子ども・福祉部
16-1	文化と生涯学習の振興	新しいみえの文化振興方針	平成26年11月～(おおむね10年間)	環境生活部

施策		関連する個別計画		
		計画の名称	計画期間	計画の 担当部
16-1	文化と生涯学習の振興	三重県教育ビジョン	令和2年4月～令和6年3月	教育委員会
16-2	競技スポーツの推進	第2次三重県スポーツ推進計画	平成31年4月～令和5年3月	地域連携部 スポーツ推進局
		三重県競技力向上対策基本方針	平成25年5月～令和5年3月	地域連携部 スポーツ推進局
16-3	地域スポーツと障がい者スポーツの推進	第2次三重県スポーツ推進計画	平成31年4月～令和5年3月	地域連携部 スポーツ推進局
		みえ障がい者共生社会づくりプラン	令和3年4月～令和6年3月	子ども・福祉部

行政運営の取組		関連する個別計画		
		計画の名称	計画期間	計画の 担当部
行政運営 1	総合計画の推進	三重県国土強靱化地域計画	平成27年7月～ (おおむね10年間)	戦略企画部
		三重県人口減少対策方針(仮称)	令和4年度策定予定	戦略企画部
		三重県教育施策大綱	令和4年度策定予定	戦略企画部
行政運営 2	県民の皆さんから信頼される県行政の推進	三重県職員人づくり基本方針	令和2年4月～	総務部
行政運営 3	持続可能な財政運営の推進	みえ公共施設等総合管理基本方針	平成27年4月～ (おおむね20年間)	総務部
		第三次みえ県有財産利活用方針	令和2年4月～令和6年3月	総務部
行政運営 6	県庁DXの推進	みえのデジタル社会の形成に向けた戦略推進計画	令和4年12月～令和9年3月	デジタル社会推進局
行政運営 7	公共事業推進の支援	第三次三重県建設産業活性化プラン	令和2年4月～令和6年3月	県土整備部

(1) 施策のKPI

各施策の「施策の目標」で記載した、「めざす姿」の達成度の把握に有効と考えられる定量的または定性的な指標の一覧です。

I 安全・安心の確保

施策番号	項目	項目の説明	選定理由	令和8年度の目標値の 設定理由	現状値 【令和3】	目標値 【令和8】
1-1	県の災害等への対応力を向上させるために実施する訓練の回数	県が主催し、国・市町・防災関係機関と連携して実施している訓練や、各部隊・地方部で実施する訓練の回数	訓練を実施し、明らかになった課題への対応を、計画やマニュアル等に反映させ、次回の訓練ですらに検証することで、県の災害等への対応力の向上を図ることを目的として、訓練の実施回数を目標項目とします。	県の災害等への対応力を向上させる訓練を毎年度21回実施することで、継続的な対応力向上を図ることを目的に設定しました。	14回	21回
1-1	市町が実施する図上訓練に対して県が支援・参加した市町数	市町が実施する図上訓練に対して、県が支援や参加を行った市町の数（支援・参加済み市町数）	市町が実施する図上訓練の支援を行うことで、市町の災害対応力の向上を図ることを目的として選定しました。	令和4年度に災害即応・連携課を新設し、市町が実施する図上訓練の支援にさらに注力して取り組んでいくこととしています。令和8年度までには全29市町の支援を行うことを目標とします。	—	29市町
1-1	消防団員の減少数	各市町における消防団員の前年からの減少数	南海トラフ地震等の発生が危惧されている中、地域防災力の中核を担う消防団の充実強化を図るためには、要員動員力を有する消防団の団員確保は重要であり、機能別団員制度の導入、若者や女性の入団、装備等の整備の促進や教育訓練の充実などにより、団員の減少を食い止める必要があることから選定しました。	人口減少、高齢社会の進展により、全国の消防団員数は減少の一途をたどっており、三重県においても平成23年度から令和3年度までの直近10年間で7.7%減少しています（この間の全国の減少率8.5%）。市町における消防団員数の令和3年度から令和4年度の減少数（250人）を毎年度2割（50人）ずつ減少させることを目標とします。	250人	0人
1-1	県内のDMATチーム数	県内の医療機関が保有するDMATチーム数	災害等発生時の医療体制維持・運営に必須であるDMATチームを、計画的に確保する必要があるため選定しました。	県内に17ある災害拠点病院が平均3隊保有することをめざして設定しました。	29隊	51隊
1-2	地域で夜間避難に資する取組を新たに実施した市町数	夜間の避難を想定し、訓練や避難路の確認等を新たに実施した市町数	夜間など避難が困難な状況であっても、確実に避難できる体制を確立する必要があることから選定しました。	令和4年度からの5年間で、全市町で夜間避難を想定した避難対策に新たに取り組むことを目標としました。	—	29市町

施策番号	項目	項目の説明	選定理由	令和8年度の目標値の 設定理由	現状値 【令和3】	目標値 【令和8】
1-2	県が防災情報を提供するホームページのアクセス数	県が防災情報を提供するツールである防災みえ.jpのホームページのアクセス数	防災情報提供ツールである「防災みえ.jp」へのアクセス数および利用者が増えることで、防災情報を取得して適切な避難行動をとる方の増加とともに、高い防災意識を持つ県民の増加にもつながることから選定しました。	令和3年度防災に関する県民意識調査によると、気象や災害情報について、今後「防災みえ.jp」から入手したいと答えた方の割合が令和2年度から0.5ポイント上昇していることから、目標値を年間32千件増（おおむね1%増）とし、令和8年度の目標値を3,215千件+32千件×5年=3,375千件としました。	3,215千件	3,375千件
1-2	津波避難対策として一時避難施設の整備等に新たに取り組んだ市町数	津波避難タワーをはじめとする一時避難施設の整備など、津波浸水想定区域内19市町の全ての要避難者が確実に避難できるよう、今後5年間で新たな対策に取り組んだ市町数	津波から全ての要避難者の命を守るための取組をさらに促進する必要があることから選定しました。	津波浸水想定区域が存在する全ての市町（19市町）が、全ての要避難者に対する一時避難施設の整備等を令和8年度までに完了することを目標として設定しました。	—	19市町
1-2	家庭や地域と連携した防災の取組を実施している学校の割合	家庭や自主防災組織、自治会などと、防災訓練などの取組を実施している公立小中学校および県立学校の割合	子ども達の防災意識を高めるとともに、災害時に子ども達の命を守るためには、日頃から家庭や地域と連携した取組が必要なことから選定しました。	全ての公立小中学校および県立学校で実施するように取り組むことから設定しました。	75.0%	100%
1-3	河川の流れを阻害する堆積土砂の堆積量（累計）	河川の流れを阻害する堆積土砂量（ ）は平成30（2018）年度末の堆積量に対する削減の数値	河川に土砂が堆積すると、水がスムーズに流れず、豪雨時に洪水のリスクが高まるため、計画的に堆積土砂を撤去する必要があることから選定しました。	国土強靱化加速化対策「5年後の達成目標」をふまえ、河川堆積土砂の40%削減をめざして目標を設定しました。	270万 ^m ³ （東京ドーム 0.3杯分）	185万 ^m ³ （東京ドーム 1.0杯分 40%削減）
1-3	要配慮者利用施設および避難所を保全する施設の整備率	事業実施個所のうち要配慮者利用施設および避難所を保全する施設整備（30箇所）の事業完了の割合	自力避難が困難な方々や避難される方々が利用する施設の安全確保について、優先して取り組む必要があることから選定しました。	要配慮者利用施設および避難所のうち、常時、多くの方々が集まる学校、診療所、介護施設を保全する施設について、計画期間内に、より多く完成させることをめざし設定しました。	—	63%
1-3	市町ハザードマップへの高潮浸水想定区域情報の掲載率	ハザードマップへの高潮浸水想定区域情報を掲載した市町の割合（掲載市町／全体11市町）	高潮による浸水から素早く避難するための情報が県民の皆さんに提供されている必要があることから選定しました。	高潮により相当な損害を生ずるおそれがある伊勢湾沿岸の市町ハザードマップに、高潮浸水想定区域情報が100%掲載されていることをめざし設定しました。	45%	100%

施策番号	項目	項目の説明	選定理由	令和8年度の目標値の 設定理由	現状値 【令和3】	目標値 【令和8】
1-3	大規模地震でも壊れない補強された橋の割合	緊急輸送道路に架かる橋梁のうち、大規模地震でも致命的な損傷にならないように補強された橋の割合	災害発生時に対応できる輸送機能を確保するため、緊急輸送道路に指定されている県管理道路上の橋梁の計画的な耐震対策を推進する必要があることから選定しました。	緊急輸送道路上の橋梁の耐震補強の対策完了年度については、国の目標年次に合わせて、令和8(2026)年度をめざし設定しました。	91%	100%
1-3	被災箇所を早期発見し、初動を迅速化する体制の構築	道路・河川の重点監視箇所への監視カメラとコントロールルームの設置状況	災害発生時の住民への情報提供や管理者等の即時対応を可能とするため、ICT技術を活用した観測体制を計画的に強化する必要があることから選定しました。	河川・道路DX中期計画に基づき、重点監視・観測箇所と定めた202箇所すべての監視カメラ整備と画像情報の集中監視体制を整えることをめざして目標を設定しました。	パトロールや住民などからの通報を中心とする情報収集	道路・河川の重点監視箇所における画像情報の集中監視体制の完成
1-3	橋梁の修繕完了率	定期点検で早期措置(健全性区分Ⅲ)と診断された橋梁のうち、次回点検までに措置を完了した橋梁の割合	安全・安心なインフラ機能を確保するため、5年に1回、点検を実施し、早期措置(健全性区分Ⅲ)と診断された橋梁は、次回点検時までに措置を講じる方針であることから選定しました。	令和3(2021)年度に実施した点検で早期措置(健全性区分Ⅲ)と診断された橋梁は、令和8(2026)年度の次回点検時までに措置を講じるため目標を100%に設定しました。	100%	100%
2-1	病院勤務医師数	県内の病院で勤務する医師数(常勤換算)	医師確保については、病院勤務医が全国平均より少ないため、これまで医師修学資金貸与制度などの県内の病院勤務医を確保する対策を中心に実施してきていることから選定しました。	三重県医師確保計画に基づき、医療施設の医師数を毎年度33人増加させることとし、うち県内病院で勤務する医師数20.7人の増加をめざして設定しました。(常勤換算値)	2,781.2人	2,884.7人
2-1	看護師等学校養成所の定員に対する県内就業者の割合	県内看護師等学校養成所の定員に対する県内に看護職員として就業した者の割合	県内看護師等学校養成所における県内に看護職員として就業した者の割合を向上させることが、新たな看護職員の人材確保に重要であることから選定しました。	三重県内看護師等学校養成所卒業生就業調査に基づき、定員に対する県内就業率を算出し、過去に最も高かった就業率まで増加させることをめざして設定しました。	67.4%	71.4%
2-1	がん検診受診率(乳がん、子宮頸がん、大腸がん)	市町が実施する乳がん、子宮頸がんおよび大腸がんに係るがん検診受診率	乳がん検診、子宮頸がん検診および大腸がん検診は、がんの中でも高い検診効果が期待され、がん検診受診率の向上が県民の生命、健康を守る上で有効であることから選定しました。	市町が実施するがん検診や職域でのがん検診、人間ドック等の健診など、何らかのがん検診を受診する人の割合の目標を60%とした上で、全体のがん検診に占める「市町が実施するがん検診」の推計比率を勘案した受診率を目標値として設定しました。	乳がん 17.5% 子宮頸がん 18.7% 大腸がん 7.8% (2年)	乳がん 25.0% 子宮頸がん 25.0% 大腸がん 15.0% (7年)

施策番号	項目	項目の説明	選定理由	令和8年度の目標値の 設定理由	現状値 【令和3】	目標値 【令和8】
2-1	がんによる10万人あたりの死亡者数(平成27年モデル人口に基づく年齢調整後)	がんによる死亡状況について、年齢構成を調整した人口10万人あたりの県の死亡者数	県民の生命や健康を守るため、県民の死亡原因の1位であり約27%を占めるがんによる死亡者数を減少させる必要があることから選定しました。	過去10年間のがんによる10万人あたりの死亡者数(年齢調整後)の平均減少率(1.28%)を維持しながら死亡者数が減少することをめざして設定しました。	262.5人 (2年)	246.1人 (7年)
2-1	循環器病による10万人あたりの死亡者数(平成27年モデル人口に基づく年齢調整後)	循環器病(脳卒中、急性心筋梗塞等)による死亡状況について、年齢構成を調整した人口10万人あたりの県の死亡者数	県民の生命や健康を守るため、県民の死亡原因の2位であり約23%を占める循環器病による死亡者数を減少させる必要があることから選定しました。	過去10年間の循環器病による10万人あたりの死亡者数(年齢調整後)の平均減少率(3.12%)を維持しながら死亡者数が減少することをめざして設定しました。	219.9人 (2年)	187.7人 (7年)
2-1	救急搬送患者のうち、傷病程度が軽症であった人の割合	救急搬送患者のうち、診療の結果として帰宅可能な軽症者の割合	県民の生命や健康を守るためには、救急搬送患者に占める軽症者割合を低減し、早期に医療介入が必要な患者を優先的に搬送する必要があるため選定しました。	第7次三重県医療計画の目標値50%以下の達成を令和5年度に設定し、令和2年度からの減少率を基に令和8年度まで減少させることをめざして設定しました。	51.6% (2年)	47.6% (7年)
2-1	県立病院患者満足度	県立病院の患者を対象に実施するアンケートにおいて「診療に満足していますか」との設問に対する肯定的な回答の割合	地域医療提供体制の確保に向け、県立病院がその役割に応じて、良質で満足度の高い医療サービスを提供する必要があることから選定しました。	県立病院を利用される患者がより一層満足されるよう、「三重県病院事業中期経営計画」で目標としていた患者満足度(95%)を令和4年度に達成することをめざして設定しました。	91.3%	95.0%
2-2	感染症の集団発生が抑止できた割合	「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づく一、二、三、四、五類感染症(五類感染症については、全数報告が必要なもの(風しん、麻しん等)に限る。)の集団発生が抑止できた割合	感染症を早期に探知し、適切な対策を講じることで、拡大させないことが重要であることから選定しました。	感染症の拡大による医療や県民生活への影響を最小限に抑えるためには、継続して集団発生の抑止に取り組むことが必要であることから、100%を維持することとしました。	100%	100%
2-2	感染予防対策研修会への参加施設数	感染症が発生した場合に感染拡大や重症化のリスクが高い入所施設等の感染予防対策研修会への参加施設数	感染症の発生および拡大を防止するためには、関係者が正しい知識に基づいて適切に行動することが重要であり、特に予防行動がとりにくい障がい者入所施設や重症化リスクが高い高齢者入所施設等で、継続して知識を習得し感染予防対策につなげるため選定しました。	研修会参加後、自施設に感染予防対策を還元するためには、知識を継続的・反復的に習得することが重要であるため、参加施設数を現状の倍以上とすることをめざして設定しました。なお、施設職員は24時間交代勤務で研修への参加が難しいこともあるため、県ホームページに研修動画を掲載するなど、多くの施設が感染予防について学べるよう対応します。	298施設	600施設

施策番号	項目	項目の説明	選定理由	令和8年度の目標値の 設定理由	現状値 【令和3】	目標値 【令和8】
2-2	新型コロナウイルス感染症をはじめとした新たな感染症に係る検査体制の確保	「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づく新型コロナウイルス感染症をはじめとした新たな感染症に係る検査需要（見込み数）に対して必要な検査体制を確保できた割合	新型コロナウイルス感染症をはじめとした新たな感染症の感染拡大を防止するため、検査体制を確保することが必要であることから選定しました。	「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づく新型コロナウイルス感染症をはじめとした新たな感染症の検査需要に応じて、検査体制を確保・維持する必要があることから100%を維持することとしました。	100%	100%
2-3	介護度が重度で在宅の特別養護老人ホームの入所待機者数	介護度が重度で在宅の特別養護老人ホームの入所待機者数（入所を辞退した者等を除く実質的な待機者数）	介護度が高く、施設入所の必要性が高い在宅の高齢者が、特別養護老人ホームに円滑に入所できることが重要であることから選定しました。	入所待機者数の実績および令和4年度施設整備計画数をふまえ、今後の施設整備見込み数を勘案し、推計した令和8年度の入所待機者数を設定しました。	178人	120人
2-3	県内の介護職員数	介護サービス施設・事業所に従事する県内介護職員数（厚生労働省が発表する都道府県別介護職員数）	介護需要の増加が見込まれる中、希望される施設や在宅等サービスを提供するためには、介護職員の確保が必要不可欠であることから選定しました。	介護サービス見込量等に基づき推計した県内介護職員数（厚生労働省「第8期介護保険事業計画に基づく介護職員の必要数」）の確保をめざして設定しました。	32,285人 (2年度)	37,709人 (7年度)
2-3	チームオレンジ整備市町数	認知症の人や家族に対する心理面・生活面の支援等を行うチームを整備した市町数	チームオレンジは、認知症サポーターや認知症の人がメンバーとなり、市町において、認知症の人や家族に対する心理面・生活面の支援等を行う重要な役割を担うことから、選定しました。	認知症施策推進大綱においても、KPI／目標として令和7年度までに全市町村で整備することが設定されていることや、市町の整備計画をふまえ、令和7年度までに県内全市町で整備されることをめざして設定しました。	4市町	29市町
2-4	健康寿命	県民の皆さんが日常的に介護を必要とせず、自立して健康的な日常生活を送ることができる期間	生涯を通じて健康的な生活を送るためには、健康寿命の延伸が重要であることから選定しました。	平均寿命と健康寿命の差を縮めるため、過去5年の平均寿命の伸びを1割上回る値をめざして設定しました。	男性 78.8歳 女性 81.2歳 (2年)	男性 79.5歳 女性 81.4歳 (7年)
2-4	三重とこわか健康マイレージ事業への参加者数	県と市町で推進する三重とこわか健康マイレージ事業に参加し、健康づくりに取り組む人の年度ごとの数	県と市町が協働して三重とこわか健康マイレージ事業を実施する中、主体的に健康づくりに取り組む県民の増加が、健康寿命の延伸に寄与することから選定しました。	三重とこわか健康マイレージ事業に参加して健康づくりに取り組む県民が年々増加し、年間の参加者数が現状の概ね2倍になることをめざして設定しました。	5,240人	10,000人
2-4	永久歯列が完成する時期でむし歯のない者の割合	永久歯列が完成する時期である中学1年生時において、むし歯のない者の割合	生涯にわたり歯と口腔の健康を保つためには、永久歯をむし歯から守ることが重要であり、乳歯が生え変わり、永久歯列が完成する大切な時期であることから選定しました。	永久歯列が完成する時期である中学1年生時において、むし歯のない者の割合を増やすため、過去5年間における毎年度の平均増加幅(1.75%)を維持し、毎年度増加させることをめざして設定しました。	67.9%	76.7%

施策番号	項目	項目の説明	選定理由	令和8年度の目標値の 設定理由	現状値 【令和3】	目標値 【令和8】
3-1	刑法犯認知件数	刑法犯（道路上の交通事故に係る業務上（重）過失致死傷を除く）について、1年間に被害の届出や告訴・告発を受理した件数	県民にとって安全安心の目安として、わかりやすいものであることから選定しました。	令和3年中の刑法犯認知件数は、戦後最少を更新しましたが、犯罪の起きにくい社会を実現するため今後も減少傾向を維持することが必要であることから、目標値未滿としました。	7,410件	5,000件未滿
3-1	特殊詐欺認知件数	特殊詐欺について、1年間に被害の届出を受理した件数	県民の関心が高く、体感治安に影響のある犯罪であることから選定しました。	令和3年中の特殊詐欺の認知件数は、前年に比べ減少しましたが、過去10年では増減を繰り返しています。県民の不安を解消し、犯罪の起きにくい地域社会を実現させるため、減少傾向を維持することが必要であることから、目標値未滿としました。	110件	95件未滿
3-1	重要犯罪の検挙率	重要犯罪に係る当該年の認知件数に対する検挙件数の割合	重要犯罪は、被害者に重大な危害を及ぼし、発生した事件を早期に検挙することが求められます。「重要犯罪」が治安情勢を観察する全国的な指標とされていることから選定しました。	犯罪の抑止力は、刑罰による威嚇力が本質であり、「検挙率」がその抑止力を左右します。犯罪に強いまちづくりを実現するためにも、95%以上と設定しました。	89.7%	95%以上
3-1	犯罪被害者等支援従事者数	犯罪被害者等支援体制の充実・強化のため、犯罪被害者等の対応力（知識・技能）を習得・向上させる研修会に参加した市町、関係機関の延べ職員数	市町における犯罪被害者等支援に係る条例等の制定状況から、支援の枠組みは一定整いつつあります。次段階では犯罪被害者等に寄り添った支援を適切に提供できるよう、支援従事者の対応力の向上が重要となります。支援従事者研修会を令和2年度から始めたところですが、絶対数としてまだまだ少ない状態にあります。支援従事者数を増やしつつ、そのレベルアップを図ることが支援体制の質的充実につながることから設定しました。	研修会に参加し、犯罪被害者等支援に係る知識や技能を習得・向上させた市町、関係機関の職員を毎年80人ずつ増やしていくと想定して、目標値を設定しました。	177人	577人
3-2	交通事故死者数	交通事故発生から24時間以内の死者数	交通事故死者の抑止は、交通安全対策の最大の課題であり、国および県の交通安全計画の目標にもなっていることから、選定しました。	令和3年度に策定した「第11次三重県交通安全計画」において令和7年度の目標値を設定しており（55人以下）、現状値（62人）から令和7年度目標値までの年平均減少率をふまえ、53人以下と設定しました。	62人	53人以下

施策番号	項目	項目の説明	選定理由	令和8年度の目標値の 設定理由	現状値 【令和3】	目標値 【令和8】
3-2	飲酒運転事故件数	飲酒運転による人身事故件数	飲酒運転による人身事故がゼロになることをめざしていく必要があり、「第3次三重県飲酒運転0（ゼロ）をめざす基本計画」の目標に掲げていることから、選定しました。	令和3年度に策定した「第3次三重県飲酒運転0（ゼロ）をめざす基本計画」において令和7年度の目標値を設定しており（18件以下）、現状値（28件）から令和7年度目標値までの年平均減少率をふまえ、毎年2件以上の減少となるよう、16件以下と設定しました。	28件	16件以下
3-2	横断歩道の平均停止率	信号機のない横断歩道を人が渡ろうとしたときの自動車の停止する割合	信号機のない横断歩道における歩行者の優先は、法令により義務として規定されているにも関わらず、横断歩道上での交通事故は発生しています。自動車と比較して弱い立場にある歩行者の安全を確保し、県民の皆さんのより一層の交通安全意識向上および順法精神醸成を図るため選定しました。	信号機のない横断歩道における歩行者事故をなくすためには、運転者の交通安全意識の改革が必要であり、横断歩行者妨害の交通指導取締りのほか、関係機関等が連携した効果的な交通安全教育、広報啓発活動等の取組により、中長期的に浸透させていく必要があることから、毎年約10%ずつ上昇させていくことをめざし、設定しました。	45.8%	85%以上
3-3	消費生活トラブルに遭ったときに消費生活相談を利用した人の割合	消費生活トラブルに遭ったときに消費生活センターや市町の消費生活相談窓口を利用した人の割合	消費者トラブルに遭ったときに消費生活センター等の相談を利用するという意識の高まりは、啓発の成果であるとともに、県内の消費生活相談が適切に機能している状態であると考えられることから、選定しました。	国の「消費者意識基本調査」（令和元年度）によれば、消費生活センターの認知度は83.1%ですが、業務内容まで知っている人の割合は21.6%と低くなっています。啓発や適切な相談の実施により、「消費生活相談窓口を利用する」人の割合を少なくとも認知している人の割合まで高めることを目標に設定しました。	78.3%	83.3%
3-3	消費生活相談においてあっせんにより消費者トラブルが解決した割合	消費生活相談において、「三重県消費生活センター」があっせんを行った相談のうち、消費者トラブルが解決した割合	相談員の資質向上を図り、質の高い相談を実施することで、あっせんによる解決率を一定水準以上に保つことが、消費者被害の救済に大きく寄与することから、選定しました。	全国のあっせん解決割合（91.1%）および県の過去5年間の実績の平均値（91.5%）を上回ることを目標に設定しました。	88.9%	92.0%以上

施策番号	項目	項目の説明	選定理由	令和8年度の目標値の設定理由	現状値【令和3】	目標値【令和8】
3-3	講習等の実施学校数（累計）	若年者教育事業として出前講座などの講習等を実施した学校数（累計） ・対象109校 （県立：高校・特別支援学校、私立：高校・特別支援学校・通信制高校、大学、短期大学、高等専門学校）	若年者の消費者教育を推進していくためには、啓発活動だけではなく、学校を訪問して講習等を実施し、しっかりと教育することが効果的であることから、選定しました。 （高等学校では令和4年4月より新指導要領に基づく消費者教育を本格的に実施することから、一層連携して進めていきます。）	令和6年度までに全ての対象校において消費生活講座などの講習等を実施します。その後も継続して実施することを目標に設定しました。 令和7年度からは2巡目の実施に入ります。1年当たり約30校を訪問し実施していきます。	15校	170校
3-4	HACCPに沿った衛生管理を適切に運用している施設の割合	監視等を実施した施設のうち、一般衛生管理に加えHACCPに沿った衛生管理が適切に運用されていることを確認した施設（不適切であったが指導等により改善したものを含む）の割合	食品衛生法の改正により、令和3年度に制度化されたHACCPに沿った衛生管理を、全ての食品等事業者が導入して適切に運用しなければならぬことから選定しました。	全ての食品等事業者において、HACCPに沿った衛生管理が導入され適切に運用されている必要があることから、100%を維持することとしました。	100%	100%
3-4	県内で献血を行った10代の人数	将来にわたり安定的な血液製剤の供給に寄与する10代の県内献血者数	少子高齢化が進む中、長期保存ができない血液製剤を将来にわたり安定して供給していくためには、若年層の献血への協力が不可欠であることから選定しました。	これからの献血を担う10代の献血者数を他の年代と同水準まで引き上げる必要があることから設定しました。	1,839人	2,400人
3-4	ペットに関する防災対策を行っている人の割合	飼い主に対するアンケート調査において、ペットに関する防災対策として、同行避難に向けたしつけ、餌の備蓄、所有者明示等を行っている回答した割合	災害の発生時、飼い主は自身とペットの命を守り、同行避難を円滑に行えるよう、日頃のしつけ、餌の備蓄、所有者明示等の準備が必要なることから選定しました。	第3次三重県動物愛護管理推進計画において、ペットの防災対策を行っている人の割合を令和7年度に60%とすることを目標としていることから、現状値から令和7年度までの増加幅を基に、令和8年度の目標を設定しました。	44.9%	64.0%
3-4	薬物乱用防止に関する講習会等を実施した県内小学校の数	講習会等により、薬物乱用防止に関する意識の向上を図った県内小学校の数	近年、若年層における薬物乱用の広がりが憂慮すべき状況となっており、できるだけ早い段階で薬物乱用防止に関する意識の向上を図る必要があるため選定しました。	薬物乱用防止に関する講習会等を、県内小学校において計画期間中におおむね2回ずつ開催することを目標として設定しました。	135校	160校
4-1	県域からの温室効果ガス排出量（千t-CO ₂ ）	県民、事業者等の活動により排出される温室効果ガス量から森林等による吸収量を除いた県域における温室効果ガス排出量	2050年の脱炭素社会の実現に向けて、「三重県地球温暖化対策総合計画」で削減目標を定め、排出削減対策および吸収源対策に取り組んでいることから、選定しました。	2050年の脱炭素社会に向けて段階的に削減するとして、直近（2019年度）温室効果ガス排出量23,916千t-CO ₂ から5年間で3,850千t-CO ₂ 削減し、20,066千t-CO ₂ を目標に設定しました。	23,916 千t-CO ₂ （元年度排出量）	20,066 千t-CO ₂ （6年度排出量）

施策番号	項目	項目の説明	選定理由	令和8年度の目標値の 設定理由	現状値 【令和3】	目標値 【令和8】
4-1	脱炭素社会に向け、県と連携した取組を新たに実施する事業所数（累計）	県と連携して再生可能エネルギー利用促進、脱炭素経営の促進、COOL CHOICEの推進等に取り組む事業所数（累計）	脱炭素社会に向けた取組を展開するためには、多くの事業所と連携して取り組む必要があることから、選定しました。	持続可能な社会の構築に向けて積極的に取り組む事業者のうち、脱炭素社会の実現に向け、新たに200事業所（5年間累計）と連携して取り組むことを目標に設定しました。	19事業所 （4年3月末現在）	200事業所
4-1	環境教育・環境学習講座等の受講者数（累計）	環境学習情報センター等が実施する環境教育・環境学習講座等の受講者数（累計）	県民の皆さんの自発的な環境行動を促進するためには、環境保全に対する意識を具体的な行動に結びつける啓発活動が重要であることから、選定しました。	毎年15,000名の県民の皆さんに環境講座等を受講していただき、5年間で累計75,000名の方々に参加していただくことを目標に設定しました。	17,561人 （4年3月末現在）	75,000人
4-2	廃プラスチック類の再生利用率	県内で産業廃棄物として排出された廃プラスチック類の再生利用率	「3R+R」の取組を促進し、資源制約に対応した資源の有効利用を進める必要があり、枯渇性資源である石油を原料としているプラスチックの再生利用率を選定しました。	国のプラスチック資源循環戦略のマイルストーン（2035年までに熱回収含め100%有効利用）および県内のリサイクル施設の整備状況をふまえ、年2~3%の増加を目標として設定しました。	61.3% （2年度）	73% （7年度）
4-2	カーボンニュートラル等の社会的課題解決に資する資源循環の取組事業者数（累計）	県が実施するプラスチック資源循環の高度化や食品ロス削減等の取組に参画する延べ事業者数	カーボンニュートラル等の社会的課題の解決に資する資源循環の取組を促進する必要があることから、選定しました。	これまでの取組状況および今後の取組をふまえ、毎年度50程度の新たな事業者の参画を目標として設定しました。	61事業者	300事業者
4-2	適正に管理されないおそれのあるPCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物の処理に関する指導率	県にPCB保管届出をしない等の事業者に対し、立入検査等により適正な管理および処分を指導した割合	PCB廃棄物の紛失が多発し、県民の皆さんの不安につながっており、適正な管理および処分を推進する必要があることから、選定しました。	全てのPCB廃棄物保管事業者に対して適正な管理および処分を指導する必要があることから設定しました。	92%	100%
4-2	建設系廃棄物の不法投棄件数	10トン以上の建設系廃棄物の不法投棄件数	産業廃棄物の不法投棄の大半を占めている建設系廃棄物について、発生件数を減らすことで廃棄物処理の安全・安心の確保につなげるため、選定しました。	近年5年間は8~13件で推移しており、毎年10件以下とする必要があることから設定しました。	12件	10件以下
4-3	希少野生動植物保護等の生物多様性保全活動の取組数（累計）	里地・里山や海岸河川において、希少野生動植物保護等の生物多様性保全活動の取組数	県民等のさまざまな主体による自然環境保全活動が展開されていることをあらわす指標として、保全活動の取組数が最も適当であることから選定しました。	令和3年度までの直近5年間の実績をふまえ、今後を着実に毎年度2取組ずつ増加させていく目標を設定しました。	91取組 （3年度）	101取組 （8年度）

施策番号	項目	項目の説明	選定理由	令和8年度の目標値の 設定理由	現状値 【令和3】	目標値 【令和8】
4-3	自然体験施設等の利用者数(累計)	森林公園や長距離自然歩道等の自然体験施設の利用者数	県民の皆さんが自然体験施設を利用し、自然とのふれあいが行われていることをあらわす指標として、県で整備等を行う森林公園や自然歩道の利用者数をはかることが最も適当であることから選定しました。	新型コロナウイルス感染拡大の影響を受ける以前の伸び率である年10%の利用者数増加、または新型コロナウイルス感染症の影響で大きく減少した施設については、影響以前の水準まで回復することを目標として、施設ごとに設定しました。	1,070千人 (2年度)	1,254千人 (7年度)
4-4	環境基準達成率	大気環境測定地点および河川・海域水域における環境基準の達成割合	近年、海域の「豊かさ」の重要性が指摘されていることから、従来の大気・水環境の環境基準に、令和5年度から「生物」指標として新たに追加される「底層溶存酸素濃度」を加えた環境基準の達成率を選定しました。	大気環境と水環境(底層溶存酸素濃度を除く)の環境基準達成をめざして目標を設定しました。	90.5% (速報値)	98.1%
4-4	生活排水処理施設の整備率	下水道、合併処理浄化槽、集落排水施設等により生活排水処理が可能な人口の割合	伊勢湾再生等において、陸域からの水質汚濁負荷に占める生活排水の割合が大きく、水質改善のためには生活排水処理施設整備の推進が重要であることから、選定しました。	「生活排水処理アクションプログラム」の中間目標(令和7年度末)92.3%および長期目標(令和17年度末)97.6%を達成するため93.1%の目標を設定しました(中間目標年度に計画見直しを行う予定)。	88.2%	93.1%
4-4	「きれいで豊かな海」の実現に向けた取組数	「第9次水質総量削減計画」における「きれいで豊かな海」の実現に向けた総合的な水環境改善取組数	これまで、水質の「きれいさ」をめざして進めてきた取組に加え、生物の「豊かさ」の観点を取り入れた、新たな部局横断的な取組が重要であること、また、環境部局は各部局の取組の進捗管理を行っていくことから、選定しました。	「第9次水質総量削減計画」における取組をすべて実施することを目標に設定しました。	3取組	7取組
4-4	海岸漂着物対策等の水環境の保全活動に参加した県民の数	「伊勢湾 森・川・海のクリーンアップ大作戦」に参加した県民の数	伊勢湾の再生のためには、さまざまな主体による活動が重要であることから、県民の皆さんの伊勢湾に対する保全意識の高まりを示す指標として選定しました。	市町等と連携するなど、これまでと同様に継続的な取組拡大を図ることとし、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮して、令和3年度実績をベースに2か年は1,000人増、その後、3年目からは1,500人増となるよう目標を設定しました。	17,496人	24,000人

Ⅱ 活力ある産業・地域づくり

施策番号	項目	項目の説明	選定理由	令和8年度の目標値の 設定理由	現状値 【令和3】	目標値 【令和8】
5-1	観光客満足度	県内の観光地を訪れた観光客の7段階の満足度調査で「大変満足」「満足」「やや満足」の上位3項目を回答した割合	持続可能な観光地に向けて、高水準の満足度を維持していくことが重要であることから選定しました。	より高次元の観光地をめざすべく、高水準の満足度を継続的に維持することを目標とするため設定しました。	93.5%	95.0%
5-1	県内の平均宿泊日数	「観光庁宿泊旅行統計調査」に基づく、県内の宿泊施設における延べ宿泊者数を実宿泊者数で除して得た日数	拠点滞在型観光の定着度を測る指標として選定しました。	令和8年度に全国平均である1.33泊となることをめざして設定しました。	1.20泊	1.33泊
5-1	リピート意向率	県内の観光地を訪れた観光客の「本県を再び訪れたい」と回答した割合	持続可能な観光地づくりの進展度を測る指標として選定しました。	より高次元の観光地をめざすべく、満足度と同数を設定しました。	92.6%	95.0%
5-2	観光消費額	観光客が県内において支出した観光消費額（交通費、宿泊費、飲食費、入場料、土産代等）	観光消費額は、観光のもたらす経済的効果を把握する基本的かつ重要な指標であることから選定しました。	令和元年の水準に旅行需要が回復するのは令和6年になるという予測のもと、積極的な誘客促進策を展開することで、県内総生産額に占める観光消費額の割合を、令和7年度および令和8年度に0.5%程度増加させることを目標として設定しました。	3,562億円	6,500億円
5-2	県内の延べ宿泊者数	「観光庁宿泊旅行統計調査」に基づく、県内の宿泊施設における延べ宿泊者数	観光消費額の増加に向けて、首都圏からの観光客や高付加価値旅行者層を意識して誘客に取り組むことから選定しました。	令和元年の水準に旅行需要が回復するのは令和6年になるという予測のもと、その後の伸びは、観光消費額が伸び率約8%をめざすところ、観光消費の増加を先導する意図からこれを上回る約10%として設定しました。	518万人	1,041万人
5-2	県内の外国人延べ宿泊者数	「観光庁宿泊旅行統計調査」に基づく、県内の宿泊施設における延べ外国人宿泊者数	海外からの観光客や高付加価値旅行者層を意識して誘客に取り組むことから選定しました。	令和元年の水準に旅行需要が回復するのは令和6年になるという予測のもと、その後の伸びは、観光消費額の伸び率と同じ約8%で設定しました。	1.7万人	45.4万人
5-3	首都圏・関西圏における観光旅行先としての三重県への訪問意向および三重県産品の購入意向の割合	首都圏・関西圏におけるアンケート調査で、「観光旅行で三重に行きたい」、「購入したい三重県産品がある」と考えている人の割合	首都圏および関西圏において「観光旅行で三重に行きたい」・「購入したい三重県産品がある」と考える人の割合が増加することにより、三重の魅力を戦略的に発信した成果としてさらなる三重ファンの獲得につながっている状態が達成できることから選定しました。	これまでの調査で最高値であった平成28年度（伊勢志摩サミット開催年）の73.6%を上回る、74.0%を令和8年度の目標値に設定しました。令和3年度が65.6%であることから、毎年2%ずつ段階的に増加させることを目標とします。	65.6%	74.0%

施策番号	項目	項目の説明	選定理由	令和8年度の目標値の 設定理由	現状値 【令和3】	目標値 【令和8】
5-3	三重テラスにおける魅力発信件数（累計）	三重テラスにおいて、県内の市町、団体、事業者、三重の応援団・応援企業等の三重ファンと連携した情報発信やイベントの実施等により、三重の魅力発信を行った件数	首都圏においては、三重テラスを核としてこれまで培ってきた三重ファンのネットワークを活用するとともに、県内の市町、団体、事業者等との連携による面的な情報発信やイベント実施が効果的であり、販路拡大・観光誘客につながることから選定しました。	新型コロナウイルス感染症の影響により首都圏でのPR機会が減少している現状から「With/Afterコロナ時代」に対応した情報発信やイベントを増やしていきます。大阪・関西万博開催の前年度となる令和6年度に三重テラス第2ステージ平均の実績件数である195件とするとともに、その後は毎年約15%ずつ増やしていくことで、コロナ禍以前に設定していた単年度の最高目標値を超える260件とし、5年間の累計1,058件を目標値として設定しました。	92件	1,058件
5-3	伝統産業および食関連産業における消費者ニーズに対応した付加価値の高い商品・サービスの開発数（累計）	伝統産業および食関連産業等の地域資源を活用し、消費者ニーズの変化等に対応するため、異業種との連携等により開発された商品・サービス数	伝統産業および食関連産業事業者の新たな価値創出の取組を支援し、付加価値の高い商品・サービス開発数が増えることにより、県産品等の販路拡大や三重の魅力発信につながっている状態が達成できることから選定しました。	伝統産業および食関連産業事業の直近2か年の新商品・サービス開発数は年平均18件であることから、毎年10%（2件）ずつ増加することを目指し、5年間の累計138件を令和8年度の目標値としました。	18件	138件
5-3	新商品や魅力あるサービスの開発など、新たな価値創出に取り組むことができる人材の育成数（累計）	県および「みえ食の“人財”育成プラットフォーム」が実施する・マーケティング研修・食品衛生研修・SNS等活用研修等を受講し、商品やサービスの新たな価値創出に取り組むことができる人材の育成数	新商品の開発や魅力あるサービスの提供など、新たな価値創出等ができる人材を育成することで、三重県経済をけん引する原動力となる人材が増えることにより、三重県経済の活性化につながっている状態が達成できることから選定しました。	直近2か年の県および「みえ食の“人財”育成プラットフォーム」の開催する研修等を受講した人材数が、年平均255人であることから、育成数を毎年10%（25人）ずつ増加することを目指しました。	255人	1,905人
6-1	農業産出等額	農産物および加工農産物の生産額の合計（経営所得安定対策による交付金等を含む）	県産農産物が安定的に供給されていることをあらかず指標として、農業全体の産出額をはかることから選定しました。	新型コロナウイルス感染拡大の影響で落ち込んだ農産物供給力を回復させ、年々高める目標とし、感染拡大の影響以前の農業産出等額の伸びと同等の成長を年9億円として、落ち込んだ現状から回復、増加させる目標を設定しました。	1,153億円 （2年）	1,198億円 （7年）

施策番号	項目	項目の説明	選定理由	令和8年度の目標値の 設定理由	現状値 【令和3】	目標値 【令和8】
6-1	認定農業者のうち、年間所得が500万円以上の経営体の割合	認定農業者のうち、年間所得が他産業従事者の平均所得以上を確保している経営体の割合	持続的な農業経営が行われていることをあらかず指標として、所得による農業者の経営実態をはかることが最も適当であることから選定しました。	新型コロナウイルス感染拡大の影響で落ち込む以前の所得を確保し、その後年1.75%程度増加させていく目標を設定しました。	30.2% (3年度)	42% (8年度)
6-1	基盤整備を契機とした農地の担い手への集積率	パイプライン化などの高度な生産基盤の整備を実施した地区における担い手への農地集積率	担い手が営農し（働き）やすい生産基盤整備の効果をあらかず指標として、担い手への農地集積が円滑に進んでいることをはかることが最も適当であることから選定しました。	国の方針である「基盤整備が完了した地区の集積率80%以上」に向けて、県における現状の集積状況をふまえ、着実に進めていく目標を設定しました。	48.3% (3年度)	65.7% (8年度)
6-1	県産農畜産物の新たな取引件数（累計）	販路拡大により、国内外の食の関連事業者新たに採用された県産農畜産物の件数	県産農畜産物の販路拡大が進んでいることをあらかず指標として、新たな取引件数（販売チャンネル）をはかることが最も適当であることから選定しました。	GAP、有機JAS、農場HACCP、三重ブランド等の第三者認証を活用した新たな取引件数について、直近2カ年の平均取引件数をふまえ、着実に進めていく目標を設定しました。	26件 (3年度)	100件 (8年度)
6-2	公益的機能増進森林整備面積（累計）	森林の公益的機能を高めることを目的として、県や市町など公的な主体が実施した間伐等の面積	環境林における適正な森林管理が実行されていることをあらかず指標として、公益的機能増進森林整備面積をはかることが最も適当であることから選定しました。	「地域森林計画」等に基つき人工林のうち環境林を中心に、令和元年度から10年間で、森林の公益的機能の発揮に必要な整備量30,300haを着実に整備していく目標を設定しました。	5,258ha (3年度)	22,540ha (8年度)
6-2	県産材素材生産量	県内で生産される木材の供給量	生産林における持続的な木材生産（緑の循環）をあらかず指標として、県内で生産される木材の供給量（県産材素材生産量）をはかることが最も適当であることから選定しました。	令和元年度から10年間で、今後の需要に対応する県産材素材生産量430千 ³ mの確保に向けて、着実に生産量を増加させていく目標を設定しました。	398千 ³ m (3年度)	424千 ³ m (8年度)
6-2	公共施設の木造化率	県が整備する低層の公共建築物（危険物貯蔵など施設の目的、機能等から木造化が困難な施設は除く）の木造化率	県産材の利用促進をあらかず指標として、県民の目に触れやすい、県が整備する公共施設の木造化率をはかることが適当であることから選定しました。	県が整備する公共建築物の木造化を着実に推進していく目標を設定しました。	—	100% (8年度)
6-2	木づかい宣言事業者数（累計）	三重県木づかい宣言事業者登録制度に基づき登録を行う事業者の数	県産材の利用促進をあらかず指標として、県産材を積極的に利用する木づかい宣言事業者数をはかることが適当であることから選定しました。	木づかいの考え方を着実に広げるため、県内各市町につき1商業施設等に働きかけをおこなうものとして、目標を設定しました。	30者 (3年度)	64者 (8年度)

施策番号	項目	項目の説明	選定理由	令和8年度の目標値の 設定理由	現状値 【令和3】	目標値 【令和8】
6-3	海面養殖業産出額	本県の海面で養殖された魚類、貝類、藻類等の産出額	県産水産物が安定的に供給されていることをあらかず指標として、計画的で安定的に生産できる養殖業の産出額をはかることが最も適当であることから選定しました。	直近ピークである平成29年実績の水準に戻す目標を設定しました。	14,860 百万円 (2年)	21,558 百万円 (7年)
6-3	資源評価対象魚種の漁獲量	資源評価に基づき適切な管理を行う20魚種の漁獲量	水産資源の管理が適切に行われていることをあらかず指標として、科学的知見に基づく資源管理を促進してきた20種の漁獲量を把握することが最も適当であることから選定しました。	資源評価対象種それぞれについて、令和8年度に現在（令和3年度）の資源水準を向上させ、漁獲量を増加させる目標を設定しました。	2,596t (2年)	3,026t (7年)
6-3	新規漁業就業者数	45歳未満の新規漁業就業者数	新たな担い手の確保が進んでいることをあらかず指標として、45歳未満の新規就業者数をはかることが最も適当であることから選定しました。	令和4年度目標を直近ピークの平成30年度の水準である48人とし、その後も毎年度2名ずつ着実に確保していく目標を設定しました。	40人 (3年度)	56人 (8年度)
6-3	耐震・耐津波対策を実施した拠点漁港の施設整備延長（累計）	県管理の生産・流通拠点漁港における耐震・耐津波対策を実施した施設の整備延長	漁港施設の防災・減災対策が進んでいることをあらかず指標として、県で管理する拠点漁港における耐震・耐津波対策を実施した施設の整備延長をはかることが最も適当であることから選定しました。	平成24年度からの10年間の整備実績をふまえ、毎年度50mずつ着実に進めていく目標を設定しました。	620m (3年度)	870m (8年度)
6-3	新たな水産物の輸出取引件数（累計）	県農林水産物・食品輸出促進協議会水産部会員による新たな輸出取引件数	県産水産物の販路が拡大していることをあらかず指標として、あらたな輸出取引件数（販売チャンネル）をはかることが最も適当であることから選定しました。	平成28年度以降の取引実績をふまえ、毎年度新たに3件ずつ着実に増やしていく目標を設定しました。	20件 (3年度)	35件 (8年度)
6-4	農山漁村における所得・雇用機会の確保につながる新たな取組数（累計）	農山漁村地域における多彩な地域資源を生かした農林漁業体験民宿や農家レストラン、直売施設の立ち上げ等、所得・雇用機会の確保につながる新たな取組数	農山漁村における所得と雇用機会の確保をあらかず指標として、地域資源を生かした多様な取組数をはかることが最も適当であることから選定しました。	地域資源を生かしたこれまでの取組実績をふまえ、年17取組を着実に増加させていく目標を設定しました。	40取組 (3年度)	125取組 (8年度)
6-4	ため池および排水機場の整備により被害が未然に防止される面積	豪雨・耐震化対策および長寿命化の緊急性が高い農業用ため池および排水機場の整備が進められることによる被害が未然に防止される面積	ため池の決壊や湛水による被害を未然に防止する指標として、ため池や排水機場の整備により被害が防止される面積をはかることが最も適当であることから選定しました。	被害が想定される施設の優先度をふまえ、整備により被害が防止される面積を5年間で1,779ha増加させる目標を設定しました。	3,996ha (3年度)	5,775ha (8年度)

施策番号	項目	項目の説明	選定理由	令和8年度の目標値の 設定理由	現状値 【令和3】	目標値 【令和8】
6-4	野生鳥獣による農林水産業被害金額	ニホンジカ、イノシシ、ニホンザルによる農林水産業の被害金額	野生鳥獣による被害の減少をあらわす指標として、農林水産業被害金額をはかることが最も適当であることから選定しました。	野生鳥獣による過去の農林水産業被害金額をふまえ、5年間で32百万円減少させる目標を設定しました。	316 百万円 (2年度)	284 百万円 (7年度)
7-1	三重県版経営向上計画や経営革新計画の認定を受けた件数(累計)	商工団体等の支援により、三重県版経営向上計画や経営革新計画の認定を受けた件数	中小企業・小規模企業の生産性向上のためには、事業者が主体的に経営向上に係る取組を行うことが効果的であることから選定しました。	コロナ禍前の2か年の平均実績(482件)をふまえ、毎年度500件ずつ増加させることとしました。なお、令和4年度は、令和3年度と同様、経営向上計画策定を条件とする「新型コロナウイルス克服生産性向上・業態転換支援補助金」があることから、同補助金により増加すると考えられる400件を上積みすることとしました。	6,726件	9,600件
7-1	県内中小企業・小規模企業における事業継続計画(BCP)等の策定件数(累計)	中小企業強靱化法に基づく事業継続力強化計画および三重県版経営向上計画(「事業継続」を経営課題として策定した計画)の策定件数	中小企業・小規模企業が自然災害や感染症等に備えて、人命の安全確保や、発災時の混乱回避、中核となる事業の継続あるいは早期復旧にしっかりと取り組むことが必要であることから選定しました。	中小企業・小規模企業における事業継続力強化計画の策定割合は全国1位となっていることから、令和2年度および3年度のBCP等の策定件数の年平均約700件を引き続き支援していくこととし、毎年度700件ずつ増加させていくことを目標としました。	1,495件	5,000件
7-1	県中小企業融資制度における創業関連資金および設備資金の利用件数(累計)	創業・再挑戦アシスト資金およびその他の政策目的資金における設備資金の利用件数	新規開業や設備投資等によって、中小企業・小規模企業が事業を成長・再成長させていくためには、必要な資金を円滑に調達できることが必要であることから選定しました。	コロナ禍前の2か年の平均実績(480件、内訳：創業資金350件、設備資金130件)をふまえ、年間480件としました。なお、令和4年度の設備資金は、期間限定の特別制度を運用しているため、230件とし、令和4年度の目標値のみ580件としました。	—	2,500件
7-1	事業承継診断件数(累計)	三重県事業承継ネットワークの支援により県内企業が実施した事業承継診断を実施した件数	後継者難による廃業を食い止めるためには、経営者が事業承継の課題に気づき、具体的な準備を始められるよう、対応が必要な企業の掘り起こしを継続的に行っていく必要があることから選定しました。	中小企業庁が掲げる令和4年度の事業承継診断件数の目標値(2,846件)をふまえ、毎年度2,850件ずつ増加させていくことを目標としました。	14,254件	28,500件

施策番号	項目	項目の説明	選定理由	令和8年度の目標値の 設定理由	現状値 【令和3】	目標値 【令和8】
7-2	県内ものづくり企業の新たな製品開発や事業化等につながった件数（累計）	県内ものづくり企業が県の技術支援や共同研究等を通じて、新たな製品開発や事業化等につながった件数	県内ものづくり産業の高付加価値化や競争力強化を図っていくためには、社会経済状況の変化に的確に対応し、新たな製品開発や事業化、実用化につなげていくことが重要であることから選定しました。	工業研究所等の技術支援による事業化数の直近5年間の平均5件を保ちながら、DX推進支援による事業化数を、デジタルものづくり推進拠点を設置した令和3年度の実績値3件を起点に毎年度1件増やすものとして、新たな製品開発や事業化等を目標値に設定しました。	11件	66件
7-2	四日市コンビナートの競争力強化に向けて産学官が連携して取り組んだ件数（累計）	四日市コンビナートの競争力強化に向けて創出される、産学官連携の枠組みの数	コンビナートの競争力強化を図っていくためには、コンビナート全体の視点に立ち、県だけでなく、四日市市や地域企業等とベクトルを合わせた取組の推進がより一層必要となってきました。 このため、四日市コンビナートの競争力強化に向けて、産学官連携により取り組んだ件数を目標項目として設定しました。	現状値4件を倍増する、8件の産学官連携の取組を到達目標値に設定しました。 (現状値を含む累計値)	4件	8件
7-2	新エネルギーの導入量（累計）	県内に導入された新エネルギーによって家庭で消費されるエネルギーを賄ったと仮定した場合の世帯数	県民、事業者、市町等との連携した取組により、地域資源を活かした新エネルギーの導入による安全で安心なエネルギーが確保されている社会の実現をめざしていくことから選定しました。	三重県新エネルギービジョン（令和2年3月改定）に掲げた長期目標（2030年で845千世帯）と県内における今後の導入見込をふまえて令和8年度の目標値を792千世帯に設定しました。	76.4万世帯 (2年)	79.2万世帯 (7年)
7-3	企業による設備投資額（累計）	雇用の場創出に向け県が関与した企業による県内への設備投資(マザー工場化、スマート工場化、研究開発施設を含む)の額	県の取組の成果を測定するにあたり、企業による新規投資の額は経済効果の大きさを表す上で最も適切であることから選定しました。 なお、県が補助金等を通じて支援する対象は、高付加価値で成長性のある事業に取り組む企業であり、魅力ある雇用の場の創出にも寄与しています。	今後5年間は供給可能な工場適地が極めて少ない状況のなか、過去の実績*を踏まえ最大限の目標値を設定しました。 過去4年間の新規土地取得を伴わない設備投資額の平均値が403億円。今後5年間に供給可能と見込まれる工場用地が22区画、土地取得を伴う設備投資の平均額40億円/件を掛けて5年間で880億円、年間176億円。その全てを県が関与し誘致決定することを想定して、合計580億円を年間の目標値としました。 *特殊要因分除く。	—	2,900億円

施策番号	項目	項目の説明	選定理由	令和8年度の目標値の 設定理由	現状値 【令和3】	目標値 【令和8】
7-3	企業による設備投資件数(累計)	雇用の場創出に向け県が関与した企業による県内への設備投資(マザー工場化、スマート工場化、研究開発施設を含む)の件数	県の取組の成果を測定するにあたり、企業による新規投資の件数は、企業側の要因に影響を受けやすい額の大きさを補完する指標として適切であることから選定しました。 なお、県が補助金等を通じて支援する対象は、高付加価値で成長性のある事業に取り組む企業であり、魅力ある雇用の場の創出にも寄与しています。	今後5年間は供給可能な工場適地が極めて少ない状況のなか、過去の実績 [*] を踏まえ最大限の目標値を設定しました。過去4年間の新規土地取得を伴わない設備投資件数の平均値が年間約24件。今後5年間に供給可能と見込まれる工場用地が22区画であるため、土地取得を伴う設備投資の件数は年間約5件と見込み、その全てに県が関与することを想定して、合計30件を年間の目標値としました。 [*] 特殊要因分除く。	—	150件
7-3	操業環境の改善に向けた取組件数(累計)	規制の合理化など企業のニーズに応じた操業環境の改善に向けた取組件数	企業による県内への新規投資や操業継続の意思決定にあたり、補助金に依らないソフト面での支援も重要な要素となり得ることから選定しました。	過去の実績(年間平均7件)、および計画期間中に見込まれる企業から寄せられるニーズの数と対応するための人員・業務量を考慮して設定しました。	—	35件
7-4	県が国際展開の支援・関与を行った県内中小企業数(累計)	本県の施策を通じて、国際展開に取り組んだ県内中小企業・小規模企業の数	県の国際展開にかかる支援策の効果を測る指標として選定しました。	H24年度からR3年度までの実績が年平均19件であることから、毎年20件支援することとして目標値を設定しました。	—	100社
7-4	国際的な視野を持つ若者の育成に取り組んだ件数(累計)	本県がこれまで構築してきた国際的なネットワーク等を活用して、国際的な視野を持つ若者の育成に取り組んだ件数	グローバル人材の育成について、県が主催、コーディネートするなど積極的な機会提供を行う必要があることから、その件数を目標項目として選定しました。	令和3年度の実績が単年度12件であったのに対して、今後外出制限の緩和や海外渡航できる状況となることにより、オンラインに加え直接の交流機会の提供が可能となることを見込み、現状を上回る毎年15件に設定しました。	—	75件
8-1	県内外の高等教育機関卒業生が県内に就職した割合	県内高等教育機関の新卒就職者および県外の就職支援協定締結大学の新卒就職者(三重県出身者に限る)のうち、県内企業等へ就職した人の割合	若者の経済的基盤の確立には、就職することが重要であり、また、県内企業への就職を促進することで、県経済の持続的な発展につながることから選定しました。	県内高等教育機関の新卒就職者の県内就職率については、高等教育機関の個別の状況を把握し、県内就職促進の取組を一層進めることで、令和2年度の実績から毎年1%ずつの増加を見込み、県外の就職支援協定締結大学の新卒就職者の県内就職率については、新たな取組により、県内就職の実績(+0.6%/年)の2倍強の増加を見込むことで、令和8年度には50%となる目標値を設定しました。	43.5% (2年)	50.0%

施策番号	項目	項目の説明	選定理由	令和8年度の目標値の 設定理由	現状値 【令和3】	目標値 【令和8】
8-1	「おしごと広場みえ」新規登録者で就職した人のうち、県内企業に就職した人の割合	「おしごと広場みえ」に新規登録し、就労支援や情報提供等のサービスを受け就職した人のうち、県内企業等へ就職した人の割合	「おしごと広場みえ」の支援対象である若者等には、学生以外にも離転職者等を含んでいるため、若者全体の傾向を把握でき、施策を適切に表す指標であることから選定しました。	新たな取組等により、県内就職の過年度の実績(+0.4%/年)の2倍の増加を見込むことで、令和8年度には66.6%となる目標値を設定しました。	62.6%	66.6%
8-1	職業訓練を実施する津高等技術学校への入校者数および受講者数(年間)	職業能力向上のために施設内訓練や在職者訓練を実施する津高等技術学校への入校者数および受講者数(年間)	県内のものづくり産業を支える人材を安定的に育成・確保するため、若者の職業能力開発に取り組む必要があることから選定しました。	施設内訓練のカリキュラムをニーズをふまえたものに見直すことにより、入校者数を増加(R3:150名→R8:166名)させます。また、新たにリカレント教育として在職者訓練の訓練メニューを段階的に拡充(R3:366名→R8:424名)します。	516名	590名
8-2	多様な就労形態を導入している県内事業所の割合	「三重県内労働条件等実態調査」における調査対象事業所のうち、「多様な就労形態を導入している」と回答した県内事業所の割合	多様で柔軟な働き方を推進するにあたり、短時間勤務やテレワークなどの多様な就労形態の導入状況の現状値を把握するための指標として選定しました。	多様な就労形態を導入している県内事業者の割合は年々増加していますが、小規模事業所においてはなかなか取組が進んでいないのが現状です。今後10人～49人の小規模事業所については、現状(R3:84.0%)から従業員50人以上の実績である9割台を、また、50人以上の事業所においては(R3:93.5%)100%をめざすこととし、令和8年度の92.1%に向けて年1.2%の増加をめざします。	86.1%	92.1%
8-2	就職支援セミナー等を受講した求職者や企業の満足度	県が実施するセミナーや相談会に参加した求職者(女性や高齢者、外国人、就職氷河期世代等)および企業のうち、県の取組が就職活動や職場環境整備に役立ったとする割合	就職困難とされる特定求職者のスキルアップを図り早期就職を目指すとともに、企業側がこうした人材の受入にあたっての課題解決を図ることが働きやすい職場環境づくりにつながると思われることから選定しました。	各セミナーの満足度が、取組初年度は90.3%となることを目指し、毎年、1.0%ずつ満足度を増加させることにより、令和8年には94.4%を上回ることを目指します。	89.4%	94.4%
8-2	民間企業における障がい者の法定雇用率達成企業の割合	毎年6月1日現在の県内民間企業(県内に本社がある43.5人以上規模の企業)における障がい者の法定雇用率達成企業の割合	民間企業における障がい者の法定雇用率が未達成の企業が依然として多いことから、障がい者と共に働くことが当たり前の社会の実現に向け、多くの企業で障がい者雇用を取り入れてもらえるよう選定しました。	令和3年6月1日現在の県内の達成企業割合は56.9%(17位)であることをふまえ、達成企業割合上位5県の平均である63.6%をめざすこととし、年1.4%ずつ上げていきます。	56.9%	63.6%

施策番号	項目	項目の説明	選定理由	令和8年度の目標値の 設定理由	現状値 【令和3】	目標値 【令和8】
9-1	県と市町の連携により地域づくりに成果があった取組数	市町との連携により地域の課題の解決に向けて成果があった毎年の取組数	市町と連携した地域の課題解決に向けた取組により地域づくりが進むことから選定しました。	地域づくりを進めるために、地域づくり推進課、各地域防災総合事務所、各地域活性化局において毎年2取組としました。 10機関×2取組＝20取組	19取組	20取組
9-1	木曾岬干拓地の利活用の推進に向けた取組	木曾岬干拓地の利活用の推進に向け、伊勢湾岸自動車道以南に係る都市的土地利用計画の策定	木曾岬干拓地の利活用の推進を図るためには伊勢湾岸自動車道以南の都市的土地利用計画の策定が不可欠であることから選定しました。	木曾岬干拓地の利活用のためには、概ね10年後に可能となる伊勢湾岸自動車道以南の都市的土地利用に向け、計画が策定されている必要があることから設定しました。	—	都市的土地利用計画の策定
9-1	地域おこし協力隊による創業または新たな地域活性化の取組件数（累計）	地域おこし協力隊による創業や事業承継または地域おこし協力隊の活動がきっかけとなって住民による新たな地域活性化の取組につながった件数	地域おこし協力隊による創業・事業承継や協力隊の活動をきっかけとした新たな地域活性化の取組は、地域活力の維持・向上につながることから選定しました。	毎年平均27名の任期終了者のうち、令和8（2026）年度には単年度の定住率を80.0%まで引き上げ、そのうち半数が創業・事業承継又は住民による新たな地域活性化の取組につながることを目指して設定しました。	—	50件
9-2	県および市町の施策を利用した県外からの移住者数（累計）	県および市町の施策を利用した県外からの移住者数（平成27（2015）年度以降の累計）	移住による社会増を示す指標としての的確であるとともに、属性や施策の活用状況など、多くの情報を収集・分析し、具体的な事業展開に生かすことができることから選定しました。	持続可能な地域づくりにつながる移住に向け、市町と連携し、施策の充実を図ることにより、前年度の移住者数を確保しつつ、さらに30人以上増加させ、令和8（2026）年度までに約5,600人の移住を実現することを目的に、目標値を設定しました。	2,460人	5,615人
9-2	移住相談件数	「ええとこやんか三重 移住相談センター」や移住セミナー等での移住相談件数	地方への関心の高まりにより、移住希望者や、移住に関心はあるが特定の移住希望先がない方が、本県を移住先候補の一つとして選んだ事をあらわす指標であることから選定しました。	人の流れがコロナ禍前の水準に戻るまではオンラインセミナーの充実により、直近年度（令和3（2021）年度）のオンラインセミナーの平均参加者数の倍となる20件以上を毎年増加させ、令和7年度以降についてはさらに倍となる毎年40件ずつ増加させることを目的に、目標値を設定しました。	1,294件	1,434件
9-2	移住者の受け入れと地域づくりに取り組む人材の育成人数（累計）	県が実施する人材育成講座の応用・実践講座に参加し、県内各地域でキーパーソンとして活動している人数	人材育成講座の参加者が、移住者の受け入れと地域づくりに取り組む人材として活動することで、受け入れ態勢の充実につながるから選定しました。	毎年度、応用・実践講座の受講者5人以上が県内各地域でキーパーソンとして活動していき、令和8（2026）年度に25人となる目標値を設定しました。	0人	25人

施策番号	項目	項目の説明	選定理由	令和8年度の目標値の 設定理由	現状値 【令和3】	目標値 【令和8】
9-3	南部地域における若者の定住率	現在の25歳～34歳人口を20年前の5歳～14歳人口で割った値	南部地域においては、若者の人口流出が大きな課題であることから、若者の定住状況をあらわす指標として選定しました。	平成27(2015)年度から令和元(2019)年度までの5年間の若者の定住率は、1年で平均1.87ポイント減少しており、令和4(2022)年度以降、同様に減少すると仮定すると令和8(2026)年度で46.51%まで下がるどころ、若者の人口流出をくい止め、現状値の55.9%を維持しようとするものです。	55.9%	55.9%
9-3	地域住民等が主体となった地域への誇りにつながる新たな活動件数(累計)	地域住民等が主体となって、南部地域固有の資源や価値を生かし、地域での暮らしを誇りと思えることにつながる活動の件数	南部地域で住民がいきいきと暮らし続けるためには、南部地域の価値や役割を再認識できるようなマインドの醸成を進め、南部地域の未開発で自然豊かな環境を資源として活用する取組を支援する必要があることから選定しました。	南部地域の13市町において、新たな活動の実施を5年で累計150件目指します。(13市町×11件以上(1年目は1件、2年目・3年目は2件、4年目・5年目は3件)の実施を目指します。)	—	150件
9-4	東紀州地域における観光消費額の伸び率	観光旅行者が東紀州地域において支出した観光消費額の令和2(2020)年を100とした場合の伸び率	東紀州地域の活性化には、おもな産業である観光業における観光消費額の向上が必須であることから選定しました。	国連世界観光機関(UNWTO)などの見込みを基に、コロナ前(令和元(2019)年)の水準に旅行需要が回復するのが令和6(2024)年になるという想定で設定しました。以降の伸び率は、回復前の伸び率である7を上回る10を目標に設定しました。	100 (2年)	147以上
9-4	商談会等における新たな成約件数(累計)	商談会等において東紀州地域の事業者が新たに得た成約件数	東紀州地域の特産品の磨き上げや販路開拓支援等により、新規の成約を得ることは、販路拡大や売上増を促進し、地域産業の活性化につながることから選定しました。	商談会等に参加する事業者が、新規の成約件数を毎年20件ずつ確保できるよう設定しました。	20件	120件
9-4	熊野古道伊勢路の来訪者数	熊野古道伊勢路を訪れた人数の推計値	熊野古道伊勢路のブランディングの再構築による、価値・魅力の一層の向上が直結する数値であることから選定しました。	過去最高値である平成26(2014)年の429千人を令和8(2026)年に上回る想定で設定しました。	246千人	440千人
9-4	熊野古道伊勢路の保全活動に参加した新たな担い手の人数(累計)	熊野古道伊勢路の保全活動に参加した新たな担い手の人数	保全団体による保全活動は限界に近づいており、新たな担い手を確保していくことが喫緊の課題になっていることから選定しました。	保全団体の支援需要(延べ600人/年)に対する支援供給を、令和8(2026)年に完全充足する想定で設定しました。	100人	2,000人

施策番号	項目	項目の説明	選定理由	令和8年度の目標値の 設定理由	現状値 【令和3】	目標値 【令和8】
10-1	DXに取り組む県民の皆さんや県内事業者等への支援に対する貢献度	県が実施した支援に対して相談者等が「役に立った」「やや役に立った」と回答した割合	県が実施した支援内容について、相談者の課題等を的確に把握し、満足を得られるものであることが重要なことから選定しました。	みえDXセンターやDX人材の育成など、DXに関する県の支援に対する貢献度について、毎年度高く維持されていることが重要であることから設定しました。	90.0%	90.0%以上
10-1	DXや革新的な技術・サービスを活用した先進的な取組を行う事業者等への支援件数（累計）	DXや革新的な技術・サービスを活用した取組をめざす事業者等に対して、情報提供やマッチング、事業計画への助言等の支援を行った件数	社会におけるDXを推進していくためには、地域や社会が抱える課題について、デジタルなどの革新的な技術やサービスを活用した解決事例を増やしていくことが重要であることから選定しました。	スタートアップに対する支援や空の移動革命の促進、先端技術を活用した取組の支援等を通じ、これまでの継続支援にあわせ、毎年度13件の新規支援をめざして目標値を設定しました。	26件	91件
10-2	デジタル化した県独自の行政手続の割合（年間受付件数100件以上の手続のうちデジタル化の効果が期待できる75手続を対象）	年間受付件数100件以上の県独自手続のうち利便性の向上や業務効率化等デジタル化の効果が期待できる75手続についてデジタル化した割合（受付件数ベース）	県庁DXを推進するうえで、行政手続のデジタル化は最も重要な取組の一つであることから選定しました。	重点手続については、令和6年度までの達成を目標としており、以降目標値を維持する想定であるため100%に設定しました。	39%	100%
10-2	市町DXの促進に向けた市町との連携による取組数（累計）	市町DXの促進に向け、三重県・市町DX推進協議会等において、複数の市町と連携して取り組んだ数	行政サービスのDXを促進するためには、市町のDX促進が重要であることから選定しました。	毎年度、令和3年度の取組数を上回る10取組の実施をめざして目標値57取組を設定しました。	7取組	57取組
11-1	中部圏の広域ネットワークを形成する東海環状自動車道の開通	東海環状自動車道の県内区間（新四日市JCT～県境：23.3km）の開通	地域の経済活動や県内外からの集客・交流を支えるとともに、地域のさらなる安全・安心の向上をめざす必要があることから、広域ネットワークを形成するための代表的な幹線道路である東海環状自動車道を選定しました。	東海環状自動車道の全線開通を目標に設定しました。	<県内> 新四日市 JCT～ 大安IC間 7.8km	<全線開通> 県内 23.3km 全体 153km
11-1	伊勢・志摩地域の交流を促進するネットワーク整備	高速道路と志摩地域の観光リゾート拠点を結ぶ伊勢志摩連絡道路の一部（磯部BP L=2.5km）が完成	地域間交流を促進し観光復興に向けた道路整備を推進する必要があることから、代表的な県管理道路の路線を選定しました。	事業中の磯部BPが完成することを目標に設定しました。	磯部BP 事業中 第2伊勢道 路/鶴方磯 部BP 供用済	磯部BP 開通 伊勢志摩連 絡道路の全 線開通（20 km）
11-1	リニアをふまえた総合交通ターミナルの整備	新広域道路交通計画（交通拠点計画）に基づく整備推進	リニア中央新幹線の開業による効果を広域的に波及させるため、総合交通ターミナルの整備を推進する必要があることから選定しました。	交通拠点の機能強化として、県内の総合交通ターミナル計画の策定および近鉄四日市・津駅での整備推進を目標に設定しました。	近鉄四日市 駅周辺での 事業着手/ 津駅周辺 での整備方 針の策定	県内の総合 交通ターミ ナル計画の 策定および 近鉄四日市 ・津駅での 整備推進

施策番号	項目	項目の説明	選定理由	令和8年度の目標値の設定理由	現状値【令和3】	目標値【令和8】
11-1	危険な通学路の交通安全対策が完了した割合	令和3(2021)年6月に千葉県八街市の通学路で発生した死傷事故をふまえた合同点検の要対策箇所のうち、対策を完了した割合	通学児童の安全確保が全国的な課題となっている中、スピード感をもって交通安全対策を推進し、歩行者の安全を確保する必要があることから選定しました。	令和8(2026)年度に交通安全対策が全て完了することを目標に設定しました。	30%	100%
11-1	道路区画線の引き直し	高耐久性の白線を活用しながら視認性の高い状態を定常化	道路区画線について高耐久性塗料の導入も視野に入れながら、一定の水準を確保し定常化を図ることで、道路を安全・安心・快適に利用できることから選定しました。	高耐久性塗料の導入も視野に入れながら一定の水準を確保し、定常化を図ることから、剥離度Ⅱ以内の水準の維持および白線の高耐久化を目標に設定しました。	剥離度Ⅱ以内の水準の維持	剥離度Ⅱ以内の水準の維持および白線の高耐久化
11-1	トンネル照明のLED化によるCO ₂ 排出量の削減割合	県が管理するトンネル照明のLED化による年間CO ₂ 排出量の削減割合 ※平成30(2018)年度比較	脱炭素へ向けた道路施設の維持管理が求められる中、トンネル照明をLED化することでCO ₂ 排出量の削減となることから、選定しました。	現行と同水準のペースで事業に取り組むことで、令和8(2026)年度にCO ₂ 排出量を削減できる割合(40%)を目標に設定しました。	28%削減 (CO ₂ 排出量1,150t/年)	40%削減 (CO ₂ 排出量950t/年)
11-1	県民の皆さんとともに進める緑化活動の参加人数(累計)	道路、河川等のインフラを舞台とした緑化活動に県民の皆さんが参加した累計人数	道路、河川等のインフラを舞台に実施する緑化活動を通じて、県民の皆さんとの協働を推進するため、選定しました。	過去3年間の緑化活動への平均参加人数(4,300人)から、毎年100人ずつ増加させることをめざし設定しました。	—	23,000人
11-1	重要港湾の脱炭素化に関する計画の策定	令和3(2021)年度に国により示されたカーボンニュートラルレポート(CNP)形成計画策定マニュアルに基づく策定	政府の温室効果ガス削減目標(令和12(2030)年度に平成25(2013)年度比46%減、2050年カーボンニュートラル実現)をふまえ、CNP形成に向けた取組が求められるため、CNP形成計画策定を目標に選定しました。	CNP形成計画策定マニュアルでは重要港湾での策定が基本であることから、期間内策定を目標値として設定しました。	—	CNP計画に基づく事業に一部着手
11-2	地域公共交通の利用促進に向けて新たに取組んだ件数(累計)	交通事業者や市町、地域住民等と連携し、利用促進に向けて新たに取組んだ件数	地域公共交通の維持・活性化を図るためには、まずは沿線地域の方々に利用していただくことが必要です。このため、交通事業者や市町、地域住民等と連携し利用促進を進めることが重要であることから選定しました。	市町や企業等と連携しながら、新たな利用促進対策を毎年1件ずつ(令和4(2022)年度は2件)取組むよう目標設定しました。	—	6件
11-2	新たな移動手段の確保に向けて取組んだ件数(累計)	市町や交通事業者など関係機関が連携し、次世代モビリティの活用など新たな移動手段の確保に向けて取組んだ件数	バス、鉄道など既存の地域公共交通の維持・確保が困難となる中、運転免許証の返納件数が増加しており、交通事業者や市町等と協議しながら地域の実情に応じた移動手段の確保を図ることが重要であることから選定しました。	これまでのモデル事業の取組を横展開するなどにより、市町等の取組を促進し、毎年度2件の新たな取組が進むよう、目標設定しました。	—	10件

施策番号	項目	項目の説明	選定理由	令和8年度の目標値の 設定理由	現状値 【令和3】	目標値 【令和8】
11-2	リニア効果の県内波及に向けた取組	三重県駅を核とした地域づくり等の検討、調整を進めながら、リニアを活用した将来像についての方向性の取りまとめ	リニアインパクトを最大限に発揮するためには、リニア三重県駅を中心とした地域づくりの検討や、二次交通の整備、機能強化に向けた調整等、リニアを活用した三重県の将来像の方向性を整理していく必要があることから選定しました。	リニア三重県駅の設置による効果が県内全域へと波及していくためには、リニア活用による三重県の目指すべき方向性を整理し、それに向けた取組を着実に進めていく必要があることから設定しました。	<ul style="list-style-type: none"> ・県内駅候補市町の決定 ・亀山市からの駅候補地域の提案 	リニアを活用した将来像についての方向性の取りまとめ
11-3	コンパクトで賑わいのあるまちづくりに取り組み市町の割合	コンパクトで賑わいのあるまちづくりに向け、居住機能や福祉・商業等の都市機能を誘導するための計画を策定または中心市街地などでまちづくりに資する事業に取り組んでいる市町の割合	人口減少の中で、災害リスクをふまえた、効率的で利便性が高い持続可能なコンパクトで賑わいのあるまちづくりを推進する必要があることから選定しました。	コンパクトで賑わいのあるまちづくりを推進するにあたり、既に取り組を進めている8市町（7市1町）に加え、都市計画区域マスタープランにおいて、コンパクトなまちづくりの要として都市機能の集約を図る地区を有する市町のうち、取組未着手の市町で優先的に取組を行うことを目標として設定しました。	32% 8市町/ 25市町	64% 16市町/ 25市町
11-3	多様なニーズに対応した魅力ある公園づくりに取り組む県営都市公園数	広域的に利用されている5つの県営都市公園（北勢中央公園、鈴鹿青少年の森、亀山サンシャインパーク、大仏山公園、熊野灘臨海公園）で、多様なニーズに対応した魅力ある公園づくりに取り組み、利用者の満足度が現状値（令和2（2020）年度平均値82%）を超える都市公園数	広域的な集客力の強化や多様なニーズに対応するための整備・運営状況を総合的に評価できることから選定しました。	直近の令和2（2020）年度に調査を行った3公園の利用満足度の平均値82%を考慮して目標値を設定しました。	2公園	5公園
11-3	県と市町が連携して木造住宅の耐震化に取り組む戸数（累計）	市町が取り組んでいる木造住宅の耐震化を促進するために、耐震性のない木造住宅の耐震改修と除却に対して県が補助した戸数	甚大な被害が想定される南海トラフ地震に備え、住宅の耐震化を推進し、地震災害に対するまちの安全性を確保することは重要であることから、耐震化に係る指標を選定しました。	実績戸数に変動があるため、直近の令和2（2020）年度、令和3（2021）年度の実績の平均から、年間600戸の補助を見込んでいます。年間600戸の5年間の累計として3,000戸を目標に設定しました。	—	3,000戸
11-3	県と連携して積極的に空き家対策に取り組む市町の割合	空家等対策計画に基づいて、県の技術的支援を受けながら、空き家の活用および除却を推進するため、空き家の改修や除却の補助制度を整備している市町の割合	空き家問題は、現在の住宅を取り巻く大きな課題であり、多くの県民にとって身近なものであることから、空き家に係る指標を選定しました。	令和8（2026）年度までに空家率の高い中南勢地域、伊勢志摩地域、東紀州地域の市町を中心に段階的に補助制度が創設されることをめざし設定しました。	58% 17市町/ 29市町	82% 24市町/ 29市町

施策番号	項目	項目の説明	選定理由	令和8年度の目標値の設定理由	現状値【令和3】	目標値【令和8】
11-4	基幹管路の耐震適合率	生活基盤施設耐震化等事業計画により交付金事業を行う市町等水道の基幹管路総延長に対する耐震適合性のある管路の割合	県では交付金による基幹管路の耐震化事業を行っていることから選定しました。	生活基盤施設耐震化等事業計画に基づく目標値を設定しました。	42.0%	45.2%
11-4	浄水場の耐震化率	企業庁が管理する水道用水の全浄水場浄水処理施設に対する耐震化済施設数の割合	南海トラフ地震など大規模地震が発生した場合、復旧に時間を要し、社会的に重大な影響を及ぼすことが想定される浄水場浄水処理施設の耐震化を計画的に進めることが重要であることから選定しました。	三重県企業庁経営計画（平成29（2017）年度～令和8（2026）年度）に基づき、同計画における成果指標の進捗を目標値として設定しました。	91.8%	100.0%
11-4	新たに地籍調査の効率化に取り組んだ市町の割合	地籍調査の推進に向け、効率化につながる技術・制度の活用や独自の工夫を新たに行った市町の割合	限られた体制、予算において地籍調査の推進を図るためには、新技術の導入や効率化につながる制度の活用や工夫による取組が重要であり、より幅広く活用することが、地籍調査の推進に必要であることから選定しました。	令和4年度時点で、国の補助事業により地籍調査を実施している市町数（20市町）の100%において、計画期間内に新たに効率化の取組を活用して地籍調査を実施することをめざし、目標値を設定しました。	—	100% （20市町/ 20市町）

Ⅲ 共生社会の実現

施策番号	項目	項目の説明	選定理由	令和8年度の目標値の設定理由	現状値【令和3】	目標値【令和8】
12-1	県が開催する人権イベント・講座等への参加者数と人権センター利用者数	県が開催する各種の人権イベント・講座等へ参加した人数と人権センター利用者数の合計	人権尊重社会の実現には、まずは一人でも多くの方に人権に関して学んでいただくことが重要であることから、選定しました。	コロナ禍であっても、過去5年間の平均値まで増加させることを目標に設定しました。	39,312人	46,000人
12-1	学校における人権教育を通じて、人権を守るための行動をしたいと感じるようになった子どもたちの割合	県立学校の生徒を対象としたアンケート調査において、「差別をなくすために何かできることをしたい」と思うかどうかを問う質問に「そう思った」、「やや思った」と回答した生徒の割合	自他の人権を守ろうとする意欲や態度を身に付けることが人権教育の目標であることから、選定しました。	自他の人権を守ろうとする意欲や態度を全ての子どもが身に付けられるように取り組むことから設定しました。	86.9%	100%
12-1	人権に係る相談体制の充実に向けた取組	「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」をふまえた相談体制の充実（多様化・複雑化する相談への対応等）に向けた取組	人権侵害に係る問題に幅広く対応するためには、相談体制を充実させる必要があることから、選定しました。	多様化・複雑化する相談内容に対応するため、相談体制の充実をめざします。	相談体制の確保	相談体制の充実
12-2	女性活躍の推進のため人材育成・登用や職場環境整備に取り組む、常時雇用労働者数100人以下の団体数	女性活躍推進法に基づく事業主行動計画もしくは「女性の活躍推進三重県会議」における「取組宣言」にて、女性の人材育成・登用や職場環境整備に関して数値目標を設定・公表し取り組む、企業・団体（常時雇用労働者数100人以下）の数	女性活躍の推進に向けて、法的義務はないものの自主的に目標をもって取り組む企業等が増えることで、性別に関わらず能力が発揮できる職場環境の整備やリーダー層で活躍する女性の増加につながることから、選定しました。	これまでの法律に基づく事業主行動計画や取組宣言の策定状況などをふまえ、女性活躍に向けた企業等の取組を一層促進するため、毎年25団体ずつ増加させ、令和8年度には500団体を超えることを目標に設定しました。	376団体	501団体
12-2	「～性犯罪・性暴力をなくそう～よりこ出前講座」の受講者数（累計）	「みえ性暴力被害者支援センターよりこ」の認知度向上および被害者を支援する輪を広げ、予防教育や性犯罪・性暴力根絶に向けた取組について説明する出前講座の受講者数（累計）	性犯罪・性暴力被害者を少しでも早く適切な支援につなげていくためには、よりこの認知度を高めていく必要があることから、選定しました。	「よりこ出前講座」受講者数で過去最高を記録した令和元年度の481人を上回る500人（令和4年度は531人）を毎年増加させていくことを目標に設定しました。	1,669人	4,100人
12-2	「三重県パートナーシップ宣誓制度」の利用先として県ホームページに掲載している団体数（累計）	「三重県パートナーシップ宣誓制度」で利用できるサービス一覧として、県ホームページに掲載している機関・事業者・団体・市町の数（累計）	「三重県パートナーシップ宣誓制度」で利用できるサービス（機関・事業者・団体・市町数）が増えることで、性の多様性を認め合う環境づくりが進むことから、選定しました。	令和3年度実績値を基点として、毎年10団体ずつ増加させていくことを目標に設定しました。	100団体	150団体

施策番号	項目	項目の説明	選定理由	令和8年度の目標値の 設定理由	現状値 【令和3】	目標値 【令和8】
12-3	多文化共生の推進に向けて県と連携した団体数（累計）	令和4年度に構築する「情報交換・情報伝達プラットフォーム」（仮称）を活用し、多文化共生の推進に向けて県と連携した団体数（累計）	日本語教育に関する課題と今後の方向性について各主体と意識を共有するとともに、災害などの緊急時における外国人住民へのスムーズで迅速な情報提供が求められることから、選定しました。	令和2年度に実施した三重県日本語教育実態調査の対象団体（企業については、今後外国人を雇用する予定がある／雇用を検討したいと回答した企業）全てが参加することをめざし、目標を設定しました。	9団体	137団体
12-3	外国人住民の相談窓口の充実に向けた取組	みえ外国人相談サポートセンター（MieCo）における外国人住民の相談窓口の充実（相談員の資質向上などによる複雑化、高度化すると想定される相談への対応等）に向けた取組	外国人住民が安心して暮らすためには、生活に不安を感じている外国人住民からの相談に、きめ細かく対応できる窓口を確保しておくことが重要です。また、例えば、外国人住民の高齢化などに伴い、相談内容も複雑化、高度化することが想定され、相談窓口のさらなる充実を図る必要があることから、選定しました。	今後、複雑化、高度化する相談内容に対応するため、相談窓口のさらなる充実をめざします。	相談窓口の確保	相談窓口の充実
13-1	多機関協働による包括的な相談支援体制を構築している市町数	相談者の属性や抱える課題等に関わらず、分野横断的に相談に応じる窓口が整備され、また、相談支援包括化推進員等が中心となり、役割分担や支援の方向性を明確にする会議体や仕組みを活用しながら連携支援に取り組んでいる市町の数	地域住民が抱える課題が複雑化・複合化する中、これまで支援の行き届かなかったひきこもり当事者など生きづらさを抱える人等も支援対象とし、支援機関が連携して重層的な支援に取り組む市町を増やす必要があることから選定しました。	誰もが住み慣れた地域で希望をもって安心して暮らすことができるよう、全ての市町において、包括的な相談支援体制が構築されることをめざし、目標値を設定しました。	9市町	29市町
13-1	アウトリーチ支援員による面談・訪問・同行支援件数（延べ）	三重県生活相談支援センターのアウトリーチ支援員が、ひきこもり当事者やその家族等に対し、面談や訪問、通院同行等を行った延べ件数	ひきこもり当事者やその家族は相談窓口につながりにくい傾向があることから、相談窓口での待ちの姿勢のみならず、当事者やその家族の意向に添いながら、「アウトリーチ（訪問型）支援」を充実させていく必要があることから選定しました。	三重県生活相談支援センターにおけるアウトリーチ支援員の活動実績をふまえ、アウトリーチ（訪問型）支援の質・量のさらなる充実を図るため、令和8年度に約2倍の支援件数となるよう、目標値を設定しました。	169件	300件
13-1	UDタクシーの導入率	三重県内におけるタクシー全体に占めるUDタクシー車両の割合	高齢者や車いす利用者など、誰もが利用しやすいUDタクシーの県内導入率は、令和2年度末時点で、全国平均（12%）を大きく下回っており（7%）、より一層導入促進を図っていく必要があることから選定しました。	国の基本方針に定めるUDタクシーの導入率に関する目標「令和7年度までに、総車両数の約25%」の達成をめざし、年平均4.4%の継続的な増加となるよう、目標値を設定しました。	7% （2年度）	29%

施策番号	項目	項目の説明	選定理由	令和8年度の目標値の 設定理由	現状値 【令和3】	目標値 【令和8】
13-2	グループホーム等において地域で自立した生活をしている障がい者数	居住支援系サービスであるグループホーム（共同生活援助）や自立生活援助を利用することで、地域で生活している障がい者数	障がい者が地域において自立した生活を送るためには、居住の場であるグループホーム等を充実させる必要があることから選定しました。	障がい者が地域において自立した生活を送るため、過去3年間のグループホーム利用者数の平均値をふまえ、年間約110人の増加をめざし、令和8年度に2,480人となるよう設定しました。	1,943人	2,480人
13-2	就労において支援を必要とする障がい者の一般就労における定着率	障がい者就業・生活支援センターが支援し一般就労した障がい者の就労1年後の定着率	一般就労した障がい者の職場定着率の向上は、障がい者が働きやすい環境が整備され、生きがいを感しながら安心して生活できる社会の実現につながっていると考えられることから選定しました。	直近4年間の定着率の実績の平均値（80.3%）を基準とし、基準より高い数値を維持することをめざして、目標値を設定しました。	77.7%	82%
13-2	医療的ケア児・者コーディネーター養成者数	県が実施する医療的ケア児・者コーディネーター養成研修の修了者数	医療的ケア児・者に対する支援を総合的に調整し適切な支援につなげるコーディネーターを養成することにより、医療的ケア児・者やその家族等の安心した暮らしにつながると考えられることから選定しました。	医療的ケア児・者の支援の充実に向けて、全ての相談支援事業所（180か所）において、令和8年度までにコーディネーターが1名もしくは複数名配置されることをめざし、目標値を設定しました。	153人	300人
13-2	農福連携に係る取組において農林水産の作業に新たに就労した障がい者数	福祉事業所と農林水産事業体において、コーディネーター等の支援により農林水産業に新たに就労した障がい者の人数	農林水産業分野において障がい者の就労機会をさらに拡大するためには、福祉事業所の参入や農林水産業の経営体での雇用に加えて、施設外就労を拡大する必要があることから、これらを合わせた取組の成果を表す指標として選定しました。	農業分野における取組実績や、林業、水産業分野において新たに育成するコーディネーターによる今後の取組件数をふまえ、農・林・水の各分野の目標人数を積み上げて設定しました。	49人	76人
13-2	「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」に基づく相談支援件数	「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」の規定に該当する相談（合理的配慮等）に対し、障がい者差別解消専門相談員が対応を行った件数	「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」の普及啓発等を進め、障がい者本人や家族、その他関係者の差別解消に対する意識が高まり、合理的配慮に関する相談などが行われることで、差別解消に向けた取組につながる指標として選定しました。	障がい者差別解消に向けて取組を進めることや、令和6年6月までに事業者における合理的配慮の提供が義務化されることにより、相談件数の増加が見込まれ、令和5年度までに現在の件数が約2倍となり、その後もその増加数（年4件）が継続すると想定し、目標値を設定しました。	7件	27件

IV 未来を拓くひとづくり

施策番号	項目	項目の説明	選定理由	令和8年度の目標値の設定理由	現状値【令和3】	目標値【令和8】
14-1	授業で、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいると思う子どもたちの割合	「授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいましたか」という質問に対して、肯定的な回答をした公立小中学生の割合	確かな学力の定着には、授業で主体的に学習に取り組むことが大切であることから、授業で、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいると思う子どもたちの割合を選定しました。	これまで増加傾向であり、現状値は全国値と比較して小学生は同程度、中学生はやや高くなっています。今後も、これまでの増加傾向を継続させていくことをめざし、令和8年度に現状値より3.5ポイント高めるよう、目標を設定しました。	小学生 78.2% 中学生 83.9%	小学生 81.7% 中学生 87.4%
14-1	自分にはよいところがあると思う子どもたちの割合	「自分には、よいところがあると思う」という質問に対して、肯定的な回答をした公立小中学生の割合	自己肯定感、意欲を高め、子どもたちが自信をもって成長するための原動力となることから、自分にはよいところがあると思う子どもたちの割合を選定しました。	現状値は全国平均と比較して小学生はやや低く、中学生はやや高くなっている状況をふまえて、小中学生とも80%の達成をめざす目標を設定しました。	小学生 76.0% 中学生 77.5%	小学生 80.0% 中学生 80.0%
14-1	運動する時間を自ら確保している子どもたちの割合	「学校の体育・保健体育の授業以外で、運動（体を動かす遊びを含む）やスポーツを合計で1日およそどれくらいしていますか」という質問に対して、1週間の総運動時間が7時間以上と答えた公立小中学生の割合	体力の向上を図るには、日常生活で運動する習慣を身につけることが大切であり、1週間の総運動時間を選定しました。	近年、運動時間は減少しており、現状値は小学生が全国平均と同程度、中学生は全国平均より高くなっています。令和6年度には以前の水準とすることをめざし、以降も増加傾向を続けていくよう目標を設定しました。	小学生 38.0% 中学生 77.2%	小学生 44.1% 中学生 78.2%
14-2	目標を持って学習や活動に取り組んでいる子どもたちの割合	「目標の達成をめざして、学習や活動ができていますか」という質問に対して、肯定的な回答をした公立小中学生および県立高校生の割合	子どもたちが目標を定め、先を見通して行動できる力は、これからの社会において必要であることから選定しました。	小中学生は100%を目標にしました。高校生は年1.0ポイントの増加傾向にあることをふまえて取組を進め、年2.0ポイントの増加をめざす目標を設定しました。	小学生 92.7% 中学生 93.5% 高校生 73.1%	小学生 100% 中学生 100% 高校生 83.1%
14-2	学校外の活動に自ら参加し、将来の進路を考えている高校生の割合	地域・社会、企業、大学等が実施する取組や活動、インターンシップ等への参加を通じて、将来の進路について考えることにつなげている県立高校生の割合	社会的・職業的自立に必要な能力や態度を身につけるには、進路に関係するさまざまな体験の機会に主体的に参加し、自らの進路について考えることが大切であることから選定しました。	在学中にインターンシップを経験した高校生の割合と、大学・短大等と連携した学習活動を実施した高等学校の割合を参考に、全ての高校生が体験活動での経験を将来の進路について考えることにつなげているという目標を設定しました。	—	高校生 100%
14-2	国際的視野や論理的・科学的思考力、探究心を育む取組に参加した子どもたちの人数	国際的視野を広げ、多様な価値観を理解したり、論理的・科学的思考力、探究心を育むために県が実施する取組に参加した子どもたちの人数	グローバル化が進展する中、子どもたちが多様な価値観を理解するとともに、論理的・科学的思考力、探究心が育まれることが大切であることから選定しました。	中学生は、県内中学校の各クラス1名が参加することを目標に設定しました。高校生は、参加者20名の講座を毎年1講座ずつ増やすこととして目標を設定しました。	中学生 684人 高校生 203人	中学生 1,600人 高校生 300人

施策番号	項目	項目の説明	選定理由	令和8年度の目標値の 設定理由	現状値 【令和3】	目標値 【令和8】
14-2	困難だと思っても、前向きに考えて挑戦している高校生の割合	「困難だと思うことでも、前向きに考えて挑戦していますか」という質問に対して、肯定的な回答をした県立高校生の割合	将来を予測することが難しい社会において、生徒が困難だと感じることに對して前向きに挑戦することが社会の変化に對する力として必要であることから選定しました。	これまでの増加傾向を継続させ、5年後の令和8年度までに5.0ポイント高めることとして目標を設定しました。	高校生 78.8%	高校生 83.8%
14-2	地域や社会をよくするために、社会の形成者として権利を行使し責任を果たそうと考える高校生の割合	「社会の一員として権利を行使し、義務と責任を果たそうと考えていますか」、「地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがありますか」という質問に對して、肯定的な回答をした県立高校生の割合	18歳で成年を迎えることとなる高校生が、社会を構成する一員として権利を行使し、責任を果たすことの大切さを理解している必要があることから選定しました。	これまでの増加傾向を継続させ、5年後の令和8年度までに12.0ポイント高めることとして目標を設定しました。	高校生 67.7%	高校生 79.7%
14-3	特別支援学校高等部の一般企業就職希望者の就職率	一般企業への就職を希望している県立特別支援学校高等部の生徒の就職率（就労継続支援A型事業所を除く）	障がいのある子どもの教育的ニーズを的確に把握し、早期からの一貫した指導・支援の充実を図り、一般企業への就職を希望する生徒の就職を実現することは、特別支援教育の成果をあらわすことになるものであることから選定しました。	一般企業への就職を希望している全ての生徒が一般企業に就職することをめざし、目標を設定しました。	100%	100%
14-3	特別支援学校における交流および共同学習の実施件数	県立特別支援学校と小中学校、高等学校等との交流および共同学習を実施した回数	特別支援学校と地域の小中学校、高等学校等との交流および共同学習は、子どもたちがお互いを理解し、共に助け合うことを学ぶ大切な機会であることから選定しました。	オンラインを含めた交流等の機会について、各特別支援学校で年間5～6回の増加をめざすこととして目標を設定しました。	524回	1,000回
14-3	通級指導教室による指導担当教職員の専門性向上を図る年間を通じた研修を受講した教職員の数（累計）	通級指導教室による指導を担当する教職員の専門性の向上を図るために、大学と連携して、年に12回以上の研修を受講した教職員の数	通常の学級に在籍する障がいのある子どもたちへの専門的な支援を実施するには、通級指導教室の担当者の専門性を高めることが必要であることから選定しました。	通級指導教室の設置状況をふまえ、令和8年度に150人の教職員が研修を受講していることをめざし、目標を設定しました。	0人	150人
14-4	いじめをなくそうと行動する子どもたちの割合	「いじめについて見聞きしたとき、いじめをなくそうと自分にできることを考え行動していますか」という質問に對して、肯定的な回答をした公立小中学生の割合	いじめをなくすためには、いじめを許さない心を育むことに加え、いじめを許さない行動力を育むことが重要であることから選定しました。	公立小中学校の全ての子どもたちがいじめをなくすために行動することを目標に設定しました。	—	100%

施策番号	項目	項目の説明	選定理由	令和8年度の目標値の設定理由	現状値【令和3】	目標値【令和8】
14-4	学校生活に安心を感じている子どもたちの割合	「学校で、いじめや暴力の心配がなく、安心して学習することができますか」という質問に対して、肯定的な回答をした公立小中学生および県立高校生の割合	誰もが安心して学ぶためには、いじめや暴力の心配がなく、安全・安心を感じることが大切であることから選定しました。	全ての子どもたちが安心を感じていることを目標に設定しました。	小学生 95.9% 中学生 97.5% 高校生 92.4%	小学生 100% 中学生 100% 高校生 100%
14-4	いじめの認知件数に対して解消したものの割合	当該年度中に発生したいじめの認知件数のうち、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」で示された解消要件を満たすものの割合	認知されたいじめの事案に関しては、組織的な対応により、早期解消を図ることが最も重要であることから選定しました。	いじめは子どもたちの命にも関わり、人格の形成に重大な影響を与えることから、認知されたいじめは、全て解消することをめざすこととして目標を設定しました。	94.9% (2年度)	100%
14-5	不登校児童生徒が、学校内外の機関等に相談等をした割合	公立小中学校および県立高等学校の不登校児童生徒のうち、校内のスクールカウンセラーや、校外の教育支援センター等に相談等をした児童生徒の割合	不登校児童生徒の将来の社会的自立に向けて、心理等の専門家や関係機関とのつながりを持つことが大切であることから選定しました。	不登校児童生徒のうち、長期にわたって欠席している児童生徒全員が、学校内外の機関等に相談等をしている状態をめざして目標を設定しました。	小学生 72.9% 中学生 63.2% 高校生 58.0% (2年度)	小学生 89.1% 中学生 88.6% 高校生 70.5%
14-5	日本語指導が必要な児童生徒に対して、個々の日本語習得レベルに応じた教育を計画的に行っている学校の割合	日本語を用いた授業を受けられるようになることをめざし、子どもの日本語習得の状況に応じた教育を計画的に行っている公立小中学校の割合	日本語指導が必要な児童生徒それぞれの日本語習得の状況に応じた教育を計画的に受けられることが必要であることから選定しました。	全ての公立小中高等学校で日本語習得の状況に応じた教育が計画的に行われるよう、目標を設定しました。	小学校 78.8% 中学校 74.6% 高等学校 52.6%	小学校 100% 中学校 100% 高等学校 100%
14-5	通学路の安全対策が実施された箇所割合	「通学路交通安全プログラム」に基づく通学路安全点検により把握した、学校および教育委員会が安全対策を行うべき箇所のうち、対策済みの箇所の割合	登下校時における子どもたちの安全を確保するためには、通学路の安全対策を行うことが重要であることから選定しました。	通学路の安全対策を行うべき全ての箇所について、速やかに対策が実施されるよう目標を設定しました。	95.1%	100%
14-6	地域と連携した教育活動に取り組んでいる小中学校の割合	地域住民等の参画による学習支援に取り組んでいる公立小中学校の割合	コミュニティ・スクールをはじめ、学校と地域が連携や協働をして、子どもたちの育ちと学びを支えることが重要であることから選定しました。	全ての公立小中学校が地域と連携や協働をしているよう目標を設定しました。	小学校 71.6% 中学校 56.4%	小学校 100% 中学校 100%
14-6	研修とその後の教育実践により自らの資質・能力の向上が図られたとする教職員の割合	「研修とその後の教育実践により自らのライフステージに応じた資質・能力を高めたか」の質問に対して、「できた」と回答した教職員の割合	経験年数や職種に応じた法定・必修研修を受講し、授業に生かして実践することで、教職員の資質・能力の向上を図ることが重要であることから選定しました。	これまでの増加傾向をふまえて、年2.0ポイントの増加をめざす目標を設定しました。	49.2%	60.0%

施策番号	項目	項目の説明	選定理由	令和8年度の目標値の 設定理由	現状値 【令和3】	目標値 【令和8】
14-6	リーダーシップを発揮して、課題の改善に向け学校マネジメントの取組をより効果的に進めている学校の割合	「組織マネジメント研修の成果を反映させ、課題の改善に向け組織的に取り組むことができましたか」の質問に対して、最も肯定的な選択肢である「よく取り組んでいる」と回答した公立小中学校および県立学校の割合	学校や学級の抱える課題の改善を組織的に進めるためには、組織マネジメント力を高め、組織運営体制を強化することが重要であることから選定しました。	「学級の抱える課題を全教職員で共有し、校長のリーダーシップのもと、学校として組織的に取り組んでいますか」という質問で、全国的に高い水準の県の数値を目標に、毎年1.0ポイント高めることとして設定しました。	小学校 51.8% 中学校 53.6% 県立学校 47.0% (2年度)	小学校 57.0% 中学校 59.0% 県立学校 52.0%
14-6	1人あたりの年間平均時間外労働時間が減った学校の割合	学校における働き方改革の取組により、1人あたりの時間外労働の年間平均時間が前年度より削減された公立小中学校および県立学校の割合	これまでの県全体の取組に加え、各学校の現状に応じた効果的な働き方改革の取組を進めていく必要があることから選定しました。	学校における過去5年間の1人あたりの時間外労働の年間平均時間の状況をふまえ、年2.0ポイントの増加をめざす目標を設定しました。	—	67%
14-6	1人1台端末を効果的に活用して指導できる教職員の割合	児童生徒がICTを活用して、互いの考えを交換し共有して話し合いなどができるように指導する能力に関する問いに対して、肯定的に回答した教職員の割合	1人1台端末環境の下で、児童生徒が既存のICTを十分に活用できるとともに、将来のICTの変化・進化にも適応できる力をつけるため、ICT活用を指導する教職員の能力を高めることが重要であることから選定しました。	全ての教職員がICTを効果的に活用して指導できる能力を身につける必要があることから目標を設定しました。	77.9%	100%
14-6	新たな時代の要請に応えた私立学校における特色ある教育・学校運営の取組数	持続可能な学校運営の実現等に向け、私立中学校・高等学校が実施する特色ある教育・学校運営の取組数	私立学校が、新たな時代の要請に応えて、建学の精神に基づく個性豊かで多様な教育や健全な学校運営に取り組むことが重要であることから選定しました。	私立学校における建学の精神に基づく個性豊かで多様な教育が促進されるよう、若者の県内定着につながるキャリア教育等の特色ある教育・学校運営の取組を年5件程度増やしていく必要があることから設定しました。	90件	115件
15-1	県が関わる子ども・子育て支援活動に参加した企業・団体数(累計)	県が関わって実施される子どもの体験機会の提供や世代間交流、事業への協賛(資金的、人的支援等)など、子どもの育ちや子育て家庭を支援する活動に参加した企業・団体数	県内企業・団体による子どもの育ちや子育て家庭を支援する活動が進むことで、地域において子どもの豊かな育ちを支える機運が醸成されるとともに、企業・団体自身の風土改革にもつながることから選定しました。	県の取組に関わって、子ども・子育て支援活動に取り組む企業・団体数を現状値より3割増やすことをめざし、目標値を設定しました。	153 企業・団体	200 企業・団体
15-1	子どもの居場所数	子ども食堂やフードパントリーなど、学校や家庭以外で子どもが気軽に集える「子どもの居場所」の数	子どもの居場所は、食事の提供だけでなく、学習支援や体験機会の提供、悩みを抱える子どもやその保護者の身近な相談場所として行政等の窓口につなぐなど、さまざまな役割を担っており、子どもの豊かな育ちの実現につながることから選定しました。	県内の公立中学校区ごとに1つは「子どもの居場所」があることをめざし、現在の公立中学校数(155校)を参考に目標値を設定しました。	78か所	150か所

施策番号	項目	項目の説明	選定理由	令和8年度の目標値の 設定理由	現状値 【令和3】	目標値 【令和8】
15-1	地域の医療機関 に対して行う発達障がいに関する連続講座の受講者数（累計）	地域の医療機関に対して、子ども心身発達医療センターが行う発達障がいに関する連続講座の受講者数	子ども心身発達医療センターにおいて、地域の医療機関（主に小児科）を対象とした発達障がいに関する連続講座を開催し、地域での発達障がいの早期発見・支援につなげることで、子どもの豊かな育ちが確保されると考えられるため、選定しました。	発達に課題がある子どもが地域において早期発見・支援につながるよう、毎年50名の小児科医等が連続講座を受講することをめざし、目標値を設定しました。	127人	377人
15-2	保育所等の待機児童数	翌年4月1日現在における保育所等の待機児童の数	保育所等の待機児童がなくなることで、保育を必要とする全ての家庭が利用できる支援を充実させることが可能となり、子どもたちがより豊かに育つことができるため、選定しました。	保育所等において現在発生している待機児童を早急に0とし、その後も待機児童を発生させないことをめざし、目標値を設定しました。	50人	0人
15-2	県が実施するキャリアアップ研修における各分野の修了者数（累計）	県が実施するキャリアアップ研修（7分野）で各研修分野を修了した保育士等の数	研修により保育現場におけるリーダーとなる職員の育成が進むことで、保育士等の資質向上が図られ、幼児教育・保育の「質」の向上につながるため、選定しました。	県内の保育士数や受講対象者等をふまえ、令和8年度までに累計で14,000人が研修を受講することをめざし、現状値から年間約1,000人の増加となるよう設定しました。	8,221人	14,000人
15-2	放課後児童クラブの待機児童数	5月1日現在における放課後児童クラブの待機児童数	放課後児童クラブの待機児童を解消することで、昼間保護者が家庭にいない小学生が安心して過ごすことのできる環境が整備されるとともに、子どもの育成支援が充実されるため、選定しました。	放課後児童クラブにおいて現在発生している待機児童を解消し、その後も待機児童を発生させないことをめざし、目標値を設定しました。	28人	0人
15-3	児童虐待により死亡した児童数	児童相談所が把握している児童虐待により死亡した児童の数	近年、児童相談所による児童虐待相談対応件数は2,000件を超えて推移しており、重篤な事案につながりやすい0歳から学齢前児童に対する虐待も依然として多いことから、児童相談所における体制を強化し、かけがえのない子どもの命と安全を守るため、選定しました。	児童相談所の相談体制や関係機関との連携をさらに強化し、児童虐待により死亡する児童を発生させないよう目標値を設定しました。	0人	0人
15-3	乳児院・児童養護施設の多機能化等の事業数（累計）	乳児院・児童養護施設が行う、児童家庭支援センター、一時保護専用施設、フォスタリング機関等の事業数	国において乳児院や児童養護施設の多機能化等が求められている中、「三重県社会的養育推進計画」においても、施設等の多機能化を目標として定めていることから選定しました。	「三重県社会的養育推進計画」における目標値や地域の実情等をふまえ、令和8年度に18事業が実施されていることをめざし、目標値を設定しました。	13事業	18事業

施策番号	項目	項目の説明	選定理由	令和8年度の目標値の 設定理由	現状値 【令和3】	目標値 【令和8】
15-3	児童養護施設退所児童等の退所3年後の就労率	児童養護施設退所後、里親委託解除後3年を経過して就労している児童の割合	児童養護施設退所者等（ケアリーバー）は、就職後の早期離職率が高いことなどが課題となっており、入所中から退所後まで切れ目なく自立に向けた支援を行い、就労率を向上させることで、施設退所後の安定した生活につながると考えられるため、選定しました。	施設退所児童等の退所3年後の就労率を、県内の高卒の就職後3年目までの就労率68.3%（推定）に近づけることをめざし、目標値を設定しました。	56% (2年度)	68%
15-4	みえ出逢いサポートセンターが情報発信するイベント（セミナー、交流会等）数	県が設置するみえ出逢いサポートセンターがSNS等により情報発信する、出会い支援に取り組む民間団体や市町が実施するイベント（セミナー、交流会等）の件数	県が実施したアンケートで、未婚者の「結婚していない理由」として「出会いがない」が最も多いことから、出会いの支援に取り組む必要があるため選定しました。	みえ出逢いサポートセンターが発信するイベント（セミナー、交流会等）数を現状値より3割増やすことをめざし、目標値を設定しました。	346件	450件
15-4	思春期保健指導セミナーへの養護教諭の参加者数（累計）	県が医療機関に委託して実施するセミナーに参加する中学校及び県立学校の養護教諭の数	思春期保健指導セミナーへの養護教諭の参加を促進することで、保健指導や性教育に係る支援スキルの向上が図られるとともに、生徒のライフデザインに係る正しい知識の習得につながると考えられることから、選定しました。	令和8年度までに、全ての養護教諭（約240人）がセミナーに参加することをめざし、令和3年度の現状値をふまえ、毎年40名程度の参加となるよう目標値を設定しました。	45人	240人
15-4	母子保健コーディネーター養成数（累計）	県の研修等により養成した母子保健コーディネーターの数	子育て世代包括支援センターへの母子保健コーディネーターの配置が進むことで、より充実した支援が行われるよう、県としてコーディネーターを養成する必要があることから選定しました。	母子保健業務に従事する市町や県の全ての保健師（325人）が、母子保健コーディネーターとして令和8年度までに相談支援に携わっていることをめざし、目標値を設定しました。	227人	325人
15-4	不妊症サポーター養成数（累計）	治療と仕事の両立支援のために企業内で相談支援等を行う県が養成した不妊症サポーターの数	職場における不妊治療への理解を深め、治療を受けやすい環境づくりを進めるためには、企業内で当事者に寄り添った支援ができ、企業と当事者の橋渡し役となる人材を養成する必要があることから選定しました。	不妊治療と仕事の両立に向けた連携協定を締結している、三重県経営者協会の会員企業数（264社：令和4年3月末時点）を参考に、令和8年度までに、両立支援担当者として選任できるサポーター264人の養成をめざし、目標値を設定しました。	72人	264人

施策番号	項目	項目の説明	選定理由	令和8年度の目標値の 設定理由	現状値 【令和3】	目標値 【令和8】
16-1	参加した文化活動、生涯学習に対する満足度	県立文化・生涯学習施設が実施した展覧会、講座、公演事業および歴史・文化資源を活用した事業におけるアンケート調査で、「満足」「やや満足」「やや不満」「不満」のうち、その内容について「満足」と回答した人の割合	県民の皆さんが多様な文化にふれ親しんだり、学びの機会を得ることで、心の豊かさや生きがいを実感できたかどうかを測る必要があることから、選定しました。	魅力ある文化にふれる機会や学びの場などを提供していくことにより、参加した文化活動、生涯学習に対する満足度については、令和3年度を現状値とし、令和8年度までに5%の上昇をめざして目標を設定しました。	71.6%	76.6%
16-1	県立文化施設の利用者数	県立の図書館、博物館、美術館、斎宮歴史博物館および三重県総合文化センターの利用者数	文化にふれ親しみ、学習する機会を充実させるためには、県立文化・生涯学習施設が、魅力ある文化にふれる機会や学びたい時に学べる環境を、県民の皆さんに提供する必要のあることから、選定しました。	魅力的な展覧会、講座、公演事業の実施に加え、県立文化施設の周年事業などを生かしながら、利用者数の増加を図り、新型コロナウイルス感染症の影響がなかった令和元年度の約140万人の利用者数に回復することをめざして目標を設定しました。	70.5万人	140万人
16-1	文化財の保存・活用・継承に向けた支援活動の実施件数	関係団体や市町等とともに文化財の保存・活用・継承に向けて取り組んだ件数	地域社会総がかりで文化財が保存・活用・継承されるよう、市町の文化財保存活用地域計画の作成や個々の文化財についての助言やサポートを行うことが大切であることから、選定しました。	関係団体や市町等への現在の支援活動に加え、令和8年度までに新たに4市町の文化財保存活用地域計画の作成が見込まれることから、年間5件の支援を増やすこととして設定しました。	67件	92件
16-2	国民体育大会の男女総合成績	国民体育大会における正式競技の参加点（ブロック大会を含む）と冬季大会および本大会の競技得点の合計による都道府県ごとの男女総合順位	三重とこわか国体後も安定的な競技力を確保することをめざしており、各県の競技力を示す指標であることから選定しました。	三重とこわか国体後も安定した競技力を確保する観点から、（大都市圏などの常連県に次ぐ位置として）10位台前半と設定しました。	— （中止）	10位台 前半
16-2	全国大会の入賞数	国民体育大会、全国高等学校総合体育大会、全国中学校体育大会における、団体・個人の入賞数	ジュニア・少年選手から成年選手まで幅広い年齢層における競技力向上対策の取組の成果があらわれる数値であることから選定しました。	幅広い年齢層において安定した競技力を確保する観点から、165件と設定しました。	70件	165件
16-2	パラアスリートの全国大会の入賞数	ジャパンパラ競技大会、日本選手権における、団体・個人の入賞数	パラアスリートにおける競技力向上対策の取組の成果があらわれる数値であることから選定しました。	東京パラリンピックおよび三重とこわか大会に向け高まった、県内選手の競技力を維持・向上させるため、平成30（2018）年度から令和3（2021）年度まで（令和2（2020）年度を除く）の入賞数実績の平均値等を参考に、41件と設定しました。	35件	41件

施策番号	項目	項目の説明	選定理由	令和8年度の目標値の 設定理由	現状値 【令和3】	目標値 【令和8】
16-2	県営スポーツ施設年間利用者数	県営スポーツ施設(三重交通Gスポーツの杜鈴鹿、三重交通Gスポーツの杜伊勢、ドリームオーシャンスタジアム、県営ライフル射撃場)の年間利用者数	施設の整備や施設管理の適切な取組の効果は、施設の年間利用者数にあらわれると考えられることから選定しました。	令和6(2024)年度において、コロナ前の利用者数まで回復させ、令和7(2025)年度以降は2%増を図ることをめざし、1,020,000人と設定しました。	555,035人	1,020,000人
16-3	三重とこわか国体・三重とこわか大会のレガシーを活用し、スポーツを通じたまちづくりに取り組んだ件数(累計)	県の補助金を利用したことにより国際大会等の大規模大会を誘致・開催した件数および両大会の開催競技を地域に根付かせるスポーツイベントを開催した件数	三重とこわか国体・三重とこわか大会の開催競技を地域に根付かせることでスポーツを通じたまちづくりやスポーツに親しむ機会の拡大をめざすことから選定しました。	大規模大会やスポーツイベントが全市町で3回以上実施されることをめざし、90件と設定しました。	0件	90件
16-3	県内スポーツイベント等への参加者数	県内で開催されるスポーツイベントにおける参加者、観戦者、大会役員・ボランティアの数	地域のスポーツ活動が活性化し、県民の皆さんのスポーツへの関心が高まることによって、スポーツ大会やスポーツイベントへの参加者数が増加することが期待できることから選定しました。	開催競技を地域に根付かせ、スポーツに親しむ機会を拡大させるため、令和4~5(2022~2023)年度は、新型コロナウイルス感染症の影響からの回復期とし、令和6(2024)年度以降は、コロナの影響がない平成30(2018)年度の県内スポーツ大会参加者数である約195,000人から毎年1.5%増加することをめざし、204,000人と設定しました。	34,956人	204,000人
16-3	県が主催する障がい者スポーツ大会等への参加者数	県が主催する障がい者スポーツ大会や障がい者スポーツイベントにおける「する」「みる」「支える」人の数	障がいのある人もない人も運動・スポーツに親しむことができるよう、障がい者スポーツを「する」「みる」「支える」裾野を拡大する必要があることから選定しました。	とこわか大会に向けた5年間の取組により増加した参加者数の実績(約350人)をふまえ、より一層障がい者スポーツの裾野の拡大を図るため、令和8(2026)年度までに400人増やすことをめざし、目標値を設定しました。	3,800人 (平成30年度)	4,200人
16-3	初心者講習会に参加した障がい者の人数	県が開催している各種障がい者スポーツ競技の初心者講習会に参加した障がい者の人数	初心者講習会に参加する障がい者が増えることで、障がい者スポーツの裾野の拡大につながると考えられることから選定しました。	新型コロナウイルス感染症の影響により減少した講習会への参加者数を、令和6(2024)年度までにコロナ禍以前の水準(約260人)に戻し、その後も同程度で増加させることをめざして、令和8(2026)年度の目標値を310人と設定しました。	190人	310人

(2) 行政運営のKPI

行政運営の取組ごとに設定した、「行政運営の目標」の達成度の把握に有効と考えられる定量的または定性的な指標の一覧です。

I 行政運営

施策番号	項目	項目の説明	選定理由	令和8年度の目標値の 設定理由	現状値 【令和3】	目標値 【令和8】
行政運営 1	目標の達成に向けて取組が進んだ「みえ元気プラン」の施策の割合	「みえ元気プラン」の各施策に設定されたKPIについて、過半数が達成している施策の割合	施策は「みえ元気プラン」において県民の皆さんを直接の対象としてサービスを提供する政策体系の全てを網羅しており、「みえ元気プラン」の進行管理を行う上で適当であることから選定しました。	目標項目は、さまざまな主体が取り組んだ成果をあらわす指標であることから、過半数が達成している施策の割合として80%が妥当であると考え設定しました。	-	80%
行政運営 2	行財政改革として進める取組の達成割合	行政運営(2、3、6)のKPIのうち、行財政改革の取組を適切に把握できる項目の達成割合	行財政改革取組を適切に把握できる複数の項目の達成割合を目標とすることで、取組の進捗状況を的確に把握できることから選定しました。	行財政改革として進めていく取組は、「強じんな美し国ビジョンみえ」の基本理念を実現するうえで、各年度とも目標の達成は必要と考え、100%に設定しました。	-	100%
行政運営 2	「コンプライアンスの徹底」に取り組んだ所属の割合	所属ごとに設定したコンプライアンスの徹底に向けた取組を実施した所属の割合	県民の皆さんからの信頼をより高めるため、各所属がコンプライアンスの徹底を図る取組を進める必要があることから選定しました。	全ての所属でコンプライアンスの徹底に向けた取組を実施していく必要があることから、各年度それぞれ100%としました。	100%	100%
行政運営 2	職員の人材育成・働きやすい職場実感度	職員満足度アンケートのうち人材育成および働きやすい職場をあらわす項目において、「そう思う」または「やや思う」と回答した職員の割合	職場の支え合いや、人材育成が進むことで、職員のパフォーマンスが上がり、県民サービスの向上に繋がることから選定しました。	職員満足度アンケートのうち人材育成及び働きやすい職場を表す項目において、「そう思う」又は「やや思う」と回答した職員の割合が、現状(75.4%)及び過去5年間の平均(75.4%)を上回ることを目標に設定しました。	75.4%	75.4% 以上
行政運営 3	経常収支適正度	当初予算における経常的支出額を経常的収入額で除した率(数値が低いほど財政構造の弾力性があると判断されます。)	臨時的な財政需要に対応できるよう、財政構造の弾力性を当初予算編成時点で評価する必要があることから選定しました。	経常収支比率が全国平均(東京都を除く)である95%程度となるよう、経常収支適正度を99.0%に設定しました。 ※経常収支比率は、経常収支適正度から4%程度下がる見込み。	99.2% (4年度 当初予算)	99.0% (9年度 当初予算)

施策番号	項目	項目の説明	選定理由	令和8年度の目標値の設定理由	現状値【令和3】	目標値【令和8】
行政運営3	公債費負担適正度	当初予算における公債費（うち一般財源等充当額）を一般財源等総額で除した率（数値が低いほど財政構造の弾力性があると判断されます。）	過度に県債に依存することなく、毎年度の公債費負担に配慮した県債発行を行っていることを評価する必要があることから選定しました。	経常収支適正度の目標達成に向けて、今後の財政見通しを考慮の上、公債費負担の目標を設定しました。	22.2% （4年度当初予算）	21.2% （9年度当初予算）
行政運営3	県税徴収率	個人県民税を含む県税収入額を調定税額で除した率	個人住民税の徴収対策を市町、地方税管理回収機構と連携して取り組んでいく成果指標となることから選定しました。	徴収率の全国順位が5位レベルを狙って到達する数値となることから設定しました。	98.93%	99.10%
行政運営4	事後検査による文書指導の件数（一所属あたり）	事後検査で文書指導をした件数を実施所属数で割ったもの	会計事務担当職員に対して行う出納局の様々な会計支援により、適正な会計事務が行われているか確認する必要があることから選定しました。	令和2年度の実施1か所あたりの件数1.0が、年々減少するよう目標を設定しました。	1.0件 （2年度）	0.75件
行政運営4	手数料等の収納方法の多様化	収入証紙により収納している手数料等117業務のうち、電子決済等其他の方法で収納できる業務の割合	証紙以外の収納方法を導入（証紙との併用を含む）することにより、申請者の利便性の向上に寄与することから選定しました。	申請者の利便性の向上のためには、証紙収納以外の収納方法を導入する必要があることから設定しました。	1%	70%
行政運営5	みえ出前トークの実施件数	県民の皆さんへの施策説明と意見交換を行う、双方向コミュニケーションツールとしての「みえ出前トーク」の実施件数	みえ出前トークは、県民の皆さんに県の施策を説明するとともに、意見・提案も受ける県民の皆さんとの双方向コミュニケーションツールです。近年の新型コロナウイルス感染症等に対応し、DX視点で事業を見直して実施することが、広聴の充実につながることから選定しました。	平成9年度に始めたみえ出前トークを再構築して、令和5年度からスタートし、令和8年度に200件実施することを目標として設定しました。	28件	200件
行政運営5	県政情報（電子版）の提供媒体数	県広報紙（電子版）のWebやアプリによる提供媒体数	県広報紙は、県民の皆さんに県政情報を得る手段として最も活用されている媒体です。紙から電子への社会情勢の変化に対応し、県広報紙（電子版）の提供媒体数を増やすことが、広報の充実につながることから選定しました。	県民の皆さんが県政情報を得やすい媒体を検討し、毎年度1媒体ずつ増やしていくことを目標として設定しました。	5媒体	10媒体
行政運営6	DX推進スペシャリストが参画した業務改善等の取組件数	各部局でのDX推進を牽引する人材として育成しているDX推進スペシャリストが参画した業務改善等のDX推進に向けた取組の件数	各部局等でのDX推進を牽引する人材として毎年育成しており、育成した人材の取組が行政DXを推進する要素となることから選定しました。	令和3年度末で14名のスペシャリストを認定しており、今後5年の間に毎年20名程度を育成する予定。スペシャリストが毎年1件以上取り組むことを想定し100件に設定しました。	10件	100件

施策番号	項目	項目の説明	選定理由	令和8年度の目標値の設定理由	現状値【令和3】	目標値【令和8】
行政運営6	デジタルコミュニケーションが定着していると感じる職員の割合	デジタルコミュニケーション（①一人一台パソコンを持ち込んだのペーパーレス会議の開催、②Web会議の開催、③チャットを活用した情報共有）が定着していると感じる職員の割合	県庁DXを推進し、さらなる生産性の向上を図るには、デジタルコミュニケーションの推進が不可欠であることから選定しました。	一人一台パソコンの更新、Web会議システムの拡充、ビジネスチャットの整備等により、毎年10%（令和4年度は調査間隔が約半年であるため4.2%）ずつ増加するように目標を設定しました。	35.8%	80%
行政運営7	公共事業の適正な執行	「三重県公共事業評価審査委員会」、「三重県入札等監視委員会」の調査審議等を受け、公共事業が適正に執行されていること	県民の皆さんから公共事業に対する信頼を得るため、公共事業の実施プロセスの公正性・透明性と事業が適正に行われていることを示す必要があることから、選定しました。	「三重県公共事業評価審査委員会」、「三重県入札等監視委員会」を開催し、公共事業の公平性・透明性を適正に確保する必要があるため、目標値を適正な執行の継続に設定しました。	適正に執行	適正な執行の継続
行政運営7	週休二日制工事（4週8休）の達成率	週休二日制として発注した工事のうち、4週8休を達成した工事の割合	建設業では、若年者の入職が年々減少し、将来の担い手不足が大きな課題となっています。将来の担い手確保のため、休日の確保等の職場改善に取り組むことが必要なことから、選定しました。	働き方改革を推進するため、週休二日（4週8休）等の労働環境改善の取組を一層、定着させる必要があることから、目標値を100%としました。	37%	100%
行政運営7	ICT活用工事（土工）の実施率	ICT活用工事（土工）の対象として発注された工事のうち、ICTを活用した工事の割合	建設業の担い手確保のため、建設現場におけるICT技術をより一層推進していく必要があります。土工については一定のICT技術が確立されていることから選定しました。	ICT活用工事（土工）については、小規模土工における技術が進展していることから、一般的に使用されることを見込み、目標値を100%としました。	65%	100%
行政運営7	建設工事等の受注者への不当要求等に対する適正な履行環境の確保	「三重県建設工事等不当要求等防止協議会」を積極的に運用し、建設工事等の受注者への不当要求等が排除され、適正な履行環境が確保されていること	建設業者が安心して事業を営むことができるよう、建設工事等の受注者への不当要求等の根絶に向け取り組む必要があることから、選定しました。	建設工事等の受注者への不当要求については、根絶する必要があるため、適正な履行環境の継続的な確保をめざします。	適正な履行環境を確保	適正な履行環境の継続的な確保

II 行政委員会

施策番号	項目	項目の説明	選定理由	令和8年度の目標値の設定理由	現状値【令和3】	目標値【令和8】
行政委員会1	全県を対象とする選挙の投票率	全県を対象とする選挙（衆議院議員総選挙、参議院議員通常選挙、知事選挙、県議会議員一般選挙）の過去5年間の平均投票率	投票率は選挙の情勢等によって大きく変動し、投票率のみによって選挙の公明性や適正性を評価することは難しいですが、最も重要な指標の一つであることから選定しました。	過去5年間の平均投票率を現状値とし、投票率の長期的な低落傾向の中で、現状値以上を維持することを目標として設定しました。	49.8%	49.8%以上
行政委員会2	職員の勤務条件に係る満足度	職員満足度アンケートの勤務条件・制度に関する項目において「そう思う」「やや思う」と回答した職員の割合	職員満足度アンケートの勤務条件・制度に関する項目において「そう思う」「やや思う」と回答した職員の割合によって職員が勤務条件に対して満足しているかを把握することができると考えたことから、選定しました。	職員満足度アンケートの勤務条件・制度に関する満足度を測る項目において、「そう思う」「やや思う」と回答した職員の割合が令和3年度の現状値（75.1%）および過去5年間の平均値（74.4%）を上回ることを目標に設定しました。	75.1%	75.1%以上
行政委員会3	定期監査実施率	全箇所数に対する定期監査（実地・書面）の実施箇所数の割合	県の財務事務や事業の適正な執行の確保に向けて、定期監査の実施の徹底を図る必要があることから選定しました。	県の財務事務や事業の適正な執行を確保するためには、全箇所に定期監査を実施する必要があることから、目標値を設定しました。	100%	100%
行政委員会4	不当労働行為事件の平均処理日数の目標達成率	申立てから終結までの目標審査期間（1年6か月＝548日以内）に対して、当該年度中に終結した事件の平均処理日数の割合	紛争の早期解決のため、不当労働行為事件の審査を迅速に行うことが望ましいことから選定しました。	全ての事件を1年6か月以内に終結させることを目指すこととして目標値を設定しました。	67.6%	100%
行政委員会5	6か月以内終結率	裁決申請があり審理を開始した事件のうち、審理を開始してから6か月以内に裁決を行った事件の割合	審理の促進をはかり、裁決が遅延することのないよう努めることから選定しました。	全ての事件を6か月以内に終結させることをめざすこととして目標値を設定しました。	100%	100%
行政委員会6	操業協定の締結件数	漁場利用に係る紛争等を防止するため他県と締結した漁業操業協定の件数	漁場利用に係る紛争等を防止しつつ漁業を行っていくには、現状の2件を維持する必要がある。	問題なく操業協定が継続できた場合、現状と同じ2件になるため。	2件	2件
行政委員会7	目標増殖量の達成率	河川ごとに定めている目標増殖量を達成している比率	河川等の水産資源量を維持しつつ、漁場を利用していくには、目標増殖量の達成率を毎年100%に近づける必要がある。	目標増殖量は、毎年設定されるものであり、その年が計画通りに放流等ができた場合は100%になるため。	96.0%	100%

4 「みえ元気プランで進める7つの挑戦」 施策との関連一覧

「みえ元気プランで進める7つの挑戦」（第2章）に記載されている取組方向の項目ごとに、関連する「施策」（第3章）を一覧してお示ししています。

なお、この一覧はみえ元気プラン策定時点（令和4（2022）年10月）のものであり、その後の情勢変化等によって、ここに記載されていない施策が関連してくる可能性があります。

(1) 大規模災害に対応した防災・減災、県土の強靱化対策の加速・深化

取組方向（平時における人材育成とハード整備 ソフト面）	関連施策
<ul style="list-style-type: none"> ・大学生など次代を担う若者を防災人材として育成し、育成した学生が若年層の防災意識向上を図るとともに、他の若者を巻き込んで地域で防災活動を行うことにより、災害に強い地域づくりを進めます。 	1-2
<ul style="list-style-type: none"> ・「みえ防災・減災センター」と連携して、シンポジウム等による啓発に取り組むことで県民の防災意識の醸成を図ります。 	1-2
取組方向（平時における人材育成とハード整備 ハード面）	
<ul style="list-style-type: none"> ・「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」等を活用し、激甚化・頻発化する災害に対応した道路、河川、ため池などインフラの耐震化や浸水・土砂流出の防止対策、老朽化対策等を加速します。また、インフラ管理者以外の関係者との協働や、インフラへのICT等の新技術の導入を本格的に展開します。 	1-3
取組方向（救助・避難 ソフト面）	
<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集力や分析・対策立案力、災害対策活動のオペレーション機能のさらなる強化と人材の育成に取り組むとともに、国、市町、災害時の救助を担う自衛隊や海上保安庁、警察、消防機関等と連携し、大規模かつ実践的な訓練に取り組みます。 	1-1
<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時に第一線で対応を行う市町の災害対応力の一層の充実・強化を図るため、市町が実施する図上訓練や災害対応マニュアル等の整備について支援するとともに、災害発生時に職員を市町へ派遣し、市町災害対策本部の運営を支援することで、県と市町が一体となった災害対策活動をより一層推進します。 	1-1
<ul style="list-style-type: none"> ・新たなデジタル技術も活用しながら、適切な避難に必要となるきめ細かな防災情報をSNSなど多様な媒体でより迅速に提供します。 	1-2
<ul style="list-style-type: none"> ・夜間など避難が困難な状況であっても確実に避難できる体制を確立するため、夜間の避難を想定した訓練や避難路の確認等の取組を行う市町を支援します。 	1-2
<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者の個別避難計画の作成やあらゆる避難者に配慮した避難所運営など、適切な避難行動に向けた市町の取組を支援します。 	1-2
<ul style="list-style-type: none"> ・通勤時間帯や就業時間帯等に発災した場合には、公共交通機関の運行停止による帰宅困難者の発生と混雑を防止するため、企業等に従業員をとどめる環境の整備と一斉帰宅の抑制を働きかけます。 	1-1
<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の徒歩帰宅者に水やトイレを提供するなどの支援を行う「災害時帰宅支援ステーション」の拡充に努めます。 	1-1

取組方向（救助・避難 ハード面）	
・津波避難タワーをはじめとする一時避難施設の整備など、津波浸水想定区域内の全ての要避難者が確実に避難できるよう、市町の対策を支援します。	1-2
・機動的かつ長期間の災害対応を実施できるオペレーション機能の強化を図るため、災害対策本部オペレーションルームの設置に向けた検討を進めます。	1-1
取組方向（復旧）	
・災害発生により道路網の通行に支障が生じ、広域防災拠点や災害拠点病院の活動に支障が生じないように、緊急輸送・搬送ネットワークを確保します。	1-3
・災害廃棄物処理に精通した県や市町の人材の育成、廃棄物処理施設の強靱化や仮置場候補地の選定の促進、平時からの国や市町・廃棄物関係団体等との連携等の取組を進め、発災時における災害廃棄物の迅速な処理を促進します。	4-2

(2) 新型コロナウイルス感染症等への対応

取組方向1 新型コロナウイルス感染症などの新たな感染症への備え ① 新型コロナウイルス感染症対策（専門家の意見をふまえた感染症対策の取組）	関連施策
・刻々と状況が変化する新型コロナウイルス感染症に的確に対応していくため、医療機関や自治体等の関係者で構成する「三重県新型コロナウイルス感染症対策協議会」において、適宜、国の動向や最新のエビデンス等をふまえ、県におけるサーベイランス、感染拡大防止策、医療提供体制等を検討のうえ、地域の実情に応じて先を見据えた感染症対策に取り組んでいきます。	2-2
取組方向1 新型コロナウイルス感染症などの新たな感染症への備え ① 新型コロナウイルス感染症対策（感染症対策と教育活動の継続）	
・県立学校においては、国の対応状況をふまえ、「県立学校における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」等に基づき、必要な感染症対策を行い、教育活動を継続できるよう取り組みます。また、児童生徒の心身の健やかな成長を図るため、実技・体験学習や修学旅行・体育祭等の学校行事、部活動などが円滑に実施できるよう取り組みます。	14-5
取組方向1 新型コロナウイルス感染症などの新たな感染症への備え ① 新型コロナウイルス感染症対策（外国人住民への対応）	
・県多言語情報提供ホームページ（MieInfo）等において多言語での情報提供を充実するほか、多文化共生に関わる市民団体の知見やネットワークを活用し、チラシや動画、SNS等による啓発を強化します。また、みえ外国人相談サポートセンター（MieCo）において、適切な情報提供・相談対応を行うため、保健所をはじめとする関係機関等との連携を強化します。	12-3
取組方向1 新型コロナウイルス感染症などの新たな感染症への備え ② 新たな感染症への備え	
・新型コロナウイルス感染症対策で得たさまざまな教訓・経験をふまえ、医療機関間の適切な役割分担や関係機関との連携体制を維持し、新たな感染症の発生に備えた医療提供体制や検査体制等を整備していきます。併せて、県民の皆さんが正しい知識に基づいて適切に行動できるよう、正確な情報を的確に発信するとともに、感染拡大や重症化リスクの高い入所施設の従事者に対する研修会の実施等を通じて、感染予防・感染拡大防止を図っていきます。	2-2

・教育活動が継続できるよう必要な感染症対策に取り組むとともに、情報が届きにくい外国人住民をサポートできるよう各主体間のネットワークづくりを促進します。	12-3 14-5
取組方向2 社会・経済活動への影響への対応 ① 新型コロナウイルス感染症による社会・経済活動への影響への対応（事業者に寄り添った支援）	
事業継続と雇用の維持・確保 本県の経済への影響を最小限にするため事業活動の継続と雇用の維持・確保に向けた支援を実施 ○ 売上が落ち込んだ事業者への支援 ○ 中小企業融資制度を活用した資金繰り支援 ○ 「雇用シェア」の普及・拡大	5-1 5-2 7-1 8-1
経済活動の回復 本県の経済が早期に回復していけるよう、感染防止対策と両立した社会経済活動に対する支援を実施 ○ 感染防止対策の取組に対する支援 ○ あんしんみえリア（第三者認証制度）の活用 ○ 旅行需要の喚起 ○ 県産品の販路拡大	5-1 5-2 5-3 7-1
社会・経済情勢の変化に伴う対応 社会経済動向や生活様式の変化を的確に捉えて積極的に事業を展開しようとする事業者を支援 ○ アフターコロナを見据えた生産性向上・業態転換の取組に対する支援 ○ テレワークの導入促進 ○ オンラインも活用した商談機会の創出	5-3 7-1 7-4 8-2
取組方向2 社会・経済活動への影響への対応 ① 新型コロナウイルス感染症による社会・経済活動への影響への対応（生活相談に係る支援）	
新型コロナウイルス感染症の影響をふまえ、「三重県生活相談支援センター」の体制を強化し、相談者一人ひとりの状況に応じた相談支援（住居確保給付金など利用可能な支援サービスの実施、生活福祉資金特例貸付の申請援助、食料支援等）や増加する外国人からの相談対応等に取り組めます。	13-1
新型コロナウイルス感染症の影響により自殺リスクが高まっている状況もふまえた相談体制の確保等に取り組めます。	2-4
取組方向2 社会・経済活動への影響への対応 ② 新たな感染症による社会・経済活動への影響への対応	
新型コロナウイルス感染症による社会・経済活動の変化が生じた過去の経験をふまえ、新たな感染症に直面した際の備えを進めます。また、次なる感染症に備え、中小企業・小規模企業などにおけるBCP策定支援といった事業継続に向けた対応を強化します。	2-4 7-1 13-1

(3) 三重の魅力を生かした観光振興

取組方向 (1) 戦略的な観光誘客の推進	関連施策
<p>旅行者データに基づく観光マーケティングの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三重県観光マーケティングプラットフォームの活用（旅行者データの収集、旅行者ニーズに合わせた情報発信） ・データ分析による観光マーケティングの推進 ・観光分野におけるさらなるDXの推進（人材育成等） 	5-2
<p>戦略的な観光プロモーションの強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・首都圏等大都市圏でのプロモーション強化（駅、商業施設等） ・来訪者に対する的確な情報発信（観光DX、観光案内所等） ・メディアやSNS等を活用した国内外への発信強化 ・JNTO（日本政府観光局）と連携した海外への情報発信の強化 	5-2 5-3 9-4
取組方向 (2) 質の高い観光地づくり	
<p>長期滞在に適したコンテンツやサービスの磨き上げ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな地域資源の掘り起こし（歴史・文化、食、体験等） ・既存資源の磨き上げ（資源の高付加価値化） ・魅力ある地域資源を生かした周遊ルートの作成、商品化・販売促進 ・三重の食材を用いた美食旅の推進 ・JNTOと連携したコンテンツの評価 ・地域住民の参画、意見の反映 	5-1 9-4
<p>旅行者にやさしい受入れ環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宿泊施設等受入れ環境整備（施設改修、多言語案内機能の強化等） ・高付加価値旅行者層向けの上質な宿泊施設の誘致・整備促進 ・観光地の景観改善に向けた廃業した旅館や空き店舗等の撤去 ・観光人材の育成（宿泊施設、観光施設、案内所等） ・二次交通の充実（バス、タクシー等） ・空飛ぶクルマなどの次世代モビリティの活用 ・「日本版持続可能な観光ガイドライン（JSTS-D）」の活用促進 	5-1 9-4

(4) 脱炭素化等をチャンスにとらえた産業振興

取組方向 ① 自動車分野のEV化やサプライチェーン再編等への対応	関連施策
<ul style="list-style-type: none"> ・産官学が連携した、電気自動車（EV）化等への業態転換に加え、既存技術の一層の改良やDXの促進によるCO₂排出量削減、また、他分野への展開など、自動車産業を支える中小企業に対して細やかな支援を行います。 さらに、他分野から次世代自動車産業への新規参入や、EV等を活用した新たなサービスの創出等への対応に係る取組を進めます。 	7-2 7-3
取組方向 ② カーボンニュートラルコンビナートへの転換促進	
<ul style="list-style-type: none"> ・「四日市コンビナートのカーボンニュートラル化に向けた検討委員会」が令和4（2022）年3月に設置される等、機運の高まる中、コンビナート企業や行政等が連携して、脱炭素エネルギーの供給拠点および、脱炭素型のものづくり地域をめざすカーボンニュートラルコンビナートへの転換に向けた取組を進めます。 	7-2

取組方向 ③ カーボンニュートラルポートの整備促進	
<ul style="list-style-type: none"> 令和4（2022）年4月に設置された「三重県港湾みらい共創本部」や四日市港管理組合等と連携し、国際拠点港湾である四日市港および、重要港湾である津松阪港、尾鷲港において、脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化や集積する臨海部産業との連携などを通じて、温室効果ガスの排出を港湾地域全体としてゼロにすることをめざす、カーボンニュートラルポート形成に向けた取組を進めます。 	7-3 11-1
取組方向 ④ 再生可能エネルギーの導入・利用促進	
<ul style="list-style-type: none"> 2050年カーボンニュートラルの実現に向けて策定された国の第6次エネルギー基本計画（令和3（2021）年10月）において、主力電源化が徹底された再生可能エネルギーの一層の導入・利用促進と合わせて、大量廃棄が懸念される太陽光発電パネル等のリサイクルの取組を進めます。 	4-1 7-2
取組方向 ⑤ CO ₂ 削減のための高度な技術を活用したリサイクル等の促進	
<ul style="list-style-type: none"> カーボンニュートラルに貢献するプラスチック等の循環的利用の一層の促進や、焼却施設等における温室効果ガスの分離回収等に関する検討、太陽光発電パネル・蓄電池等の新たに廃棄処理が懸念される製品等の循環的利用に係る取組を進めます。 	4-2
取組方向 ⑥ CO ₂ 吸収源対策を契機とした林業等の活性化	
<ul style="list-style-type: none"> 森林はCO₂の吸収源として地球温暖化防止に寄与し、木材は化石燃料の代替エネルギーとして利用することでCO₂の排出削減にも寄与することから、スマート技術等を活用した多様な森林整備や県産材利用の一層の推進など、林業の活性化に係る取組を進めます。また、新たなCO₂の吸収源として国の研究が進む藻場等について、その造成・保全など、水産業の活性化に係る取組を進めます。 	6-2 6-3

(5) デジタル社会の実現に向けた取組の推進

取組方向（1）社会におけるDXの推進	関連施策
<ul style="list-style-type: none"> さまざまな主体と連携してデジタルデバイド（情報格差）の解消やDX人材の育成に取り組むことで、県民の誰もがデジタル化の恩恵を受けられる社会の実現をめざします。 	10-1
<ul style="list-style-type: none"> 地域課題、社会課題の解決に資するよう、スタートアップの創出や育成を図ります。加えて、先端技術に関する情報収集や活用に向けた取組の支援等に取り組むとともに事業者による革新的な技術やサービスを活用した社会実装の支援に取り組み、特にドローンや空飛ぶクルマの活用をめざす空の移動革命については、実用化に向けた取組を支援していきます。 	10-1
取組方向（2）行政DXの推進	
<ul style="list-style-type: none"> 多様な利用者の目線に立った行政サービスの提供に向けて、行政手続のデジタル化を推進するとともに、市町等とも連携を図りながら、オープンデータの提供に向けた環境整備やデータを活用したサービス創出など、「サービスのDX」に取り組めます。 	10-2
<ul style="list-style-type: none"> 業務の効率化や生産性のさらなる向上に向けて、県庁におけるDXを支える人材の確保・育成、DX推進基盤の整備、デジタル技術を活用した業務プロセス改革やデジタルコミュニケーションの推進など、「組織のDX」に取り組めます。 	行政運営 6
<ul style="list-style-type: none"> 行政におけるDXを県全体で推進するため、各市町が抱える課題の共有や人材の育成など、市町との連携を一層強化するとともに、専門的な立場からの助言や情報提供等を行うことで、市町におけるDXを促進します。 	10-2

(6) 次代を担う子ども・若者への支援・教育の充実

【1支援の充実】 取組方向 子どもの貧困対策（学習支援の充実）	関連施策
<ul style="list-style-type: none"> 子どもの貧困や、その連鎖の解消に向けて、地域や子どもの居場所、企業・団体等と連携し、身近な地域での学習支援に取り組みます。 	15-1
<ul style="list-style-type: none"> 経済的な理由により修学が困難な子どもに対して、修学支援制度による支援に取り組みます。 	15-1
【1支援の充実】 取組方向 子どもの貧困対策（ひとり親家庭への支援）	
<ul style="list-style-type: none"> ひとり親家庭の経済的な困難の解消に向けて、就労支援等に取り組みます。 	15-1
【1支援の充実】 取組方向 児童虐待防止と社会的養育の充実（児童虐待防止に向けた取組）	
<ul style="list-style-type: none"> 子どもの安全を最優先に考えた虐待対応に向けて、AI技術等を活用し、児童虐待対応力の強化に取り組みます。 	15-3
<ul style="list-style-type: none"> 児童相談体制の強化に向けて、児童福祉司等の専門職の増員や専門人材の育成に取り組みます。 	15-3
<ul style="list-style-type: none"> 地域での児童虐待の未然防止等に向けて、要保護児童対策地域協議会など関係機関との連携強化に取り組むとともに、「こども家庭センター」の整備や人材育成に取り組む市町の体制強化を支援します。 	15-3
【1支援の充実】 取組方向 児童虐待防止と社会的養育の充実（社会的養育の充実）	
<ul style="list-style-type: none"> 子どもが家庭的な養育環境で育つことができるよう、フォスターリング機関の整備を進め、里親委託の推進に取り組みます。 	15-3
<ul style="list-style-type: none"> 児童養護施設等の小規模化やグループケア化、地域分散化等を推進します。 	15-3
<ul style="list-style-type: none"> 施設等から巣立つ子どもの円滑な自立に向けて、施設等退所前から退所後まで切れ目のない自立支援に取り組みます。 	15-3
【1支援の充実】 取組方向 ヤングケアラーへの支援、ひきこもり支援（ヤングケアラーへの支援）	
<ul style="list-style-type: none"> ヤングケアラーと呼ばれる子どもたちが抱える負担が解消され、子どもとしての時間を確保し、健やかに成長できるよう、実態調査等により判明した課題を整理し、対策の検討を進め、効果的な支援体制の構築に向けて取り組みます。 	15-1
【1支援の充実】 取組方向 ヤングケアラーへの支援、ひきこもり支援（ひきこもり支援）	
<ul style="list-style-type: none"> ひきこもりに関する正しい理解を促すため、情報発信や普及啓発に積極的に取り組むとともに、関係機関と連携して切れ目のない継続的な支援を行うため、ひきこもり当事者やその家族に寄り添った包括的な支援体制づくりを進めます。 	13-1
<ul style="list-style-type: none"> 社会との接点を持つ最初のステップとして、ひきこもり当事者が家庭以外に安心できる場や人とつながる機会の提供に向けて、デジタル技術の活用を含め、市町等と連携した取組を進めます。 	13-1

<ul style="list-style-type: none"> ・ひきこもり当事者がこれまでの経験や強みを生かして地域で活躍できるよう、就労につながる一歩手前の試行的な就労の練習や訓練の機会、自分の役割を持ちながら活躍できる場の提供を行います。 	13-1
【1支援の充実】 取組方向 子どもの居場所づくり、体験機会の創出（子どもの居場所づくり）	
<ul style="list-style-type: none"> ・学校や家庭以外で、子どもやその保護者などが気軽に集うことができる子ども食堂などの「子どもの居場所」づくりや運営の支援に取り組みます。 	15-1
【1支援の充実】 取組方向 子どもの居場所づくり、体験機会の創出（体験機会の創出）	
<ul style="list-style-type: none"> ・児童館、放課後児童クラブ・放課後子ども教室、子どもの居場所等における、さまざまな体験機会の創出等に取り組みます。 	15-1 15-2
<ul style="list-style-type: none"> ・多様な体験や交流機会を提供するため、地域で子どもの育ちを支える取組を促進し、さまざまな主体が子ども・子育て支援活動に関わる機会を創出します。 	15-1
【2教育の充実】 取組方向 変化する社会の中で豊かに自分らしく生きる自律した学習者を育てる教育（自己肯定感を育むために）	
<ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちがこれからの社会を豊かに自分らしく生きていくために、その礎となる自己肯定感を高める教育活動に関する指針をまとめ、家庭や地域と連携しながら、各教科の授業をはじめ学校行事や生徒会活動など学校の教育活動全体において、教職員が共通理解を持って取り組むことで、発達段階に応じて自己肯定感を育みます。 	主として 14-1
【2教育の充実】 取組方向 変化する社会の中で豊かに自分らしく生きる自律した学習者を育てる教育（自律した学習者を育てる学び）	
<ul style="list-style-type: none"> ・社会的・職業的自立の基盤となる資質・能力を育むため、学校と社会との接続を意識し、発達段階に応じたキャリア教育を計画的に実施します。高等学校では、これからの変化の激しい時代に主体的に学び続けるマインドを高めるため、入学後の早い段階に、学ぶ意義を理解し学び方などを考える機会を創出し、自律した学習者の礎を築きます。そのうえで、将来とのつながりを見通しながら進路を決定する力や、多様な人びとと協働して人間関係を築く力などを身につけられるよう、実社会での課題解決をめざす探究的な活動や教科横断的に学ぶSTEAM教育、地域の産業や特色を題材にした地域課題解決型学習を進めます。これらは、高い専門性や絶えず変化する社会の動きを取り入れるため、大学や企業と連携して取り組むとともに、これから求められる資質がどのように変化したかを取組の前後に把握する三重県モデルを構築して、進めます。 	主として 14-2
【2教育の充実】 取組方向 変化する社会の中で豊かに自分らしく生きる自律した学習者を育てる教育（グローバル教育）	
<ul style="list-style-type: none"> ・地球規模の課題が地域にも複雑に影響を及ぼすグローバル社会に対応していくため、オンラインとリアル双方による海外留学や海外研修等を推進し、語学力やコミュニケーション力だけでなく、次代を担う人材に必要なグローバルな視野や志を持ちながら、高い目標に挑戦しようとする意欲の向上を図ります。同時に、郷土三重への理解を深め、自信と誇りを持って語れるよう、地域の豊かな文化や歴史、伝統行事等に関する郷土教育を進めます。 	14-2

<p>【2教育の充実】 取組方向 変化する社会の中で豊かに自分らしく生きる自律した学習者を育てる教育（デジタル社会に対応した学び）</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・1人1台端末などのICTを活用し、習熟の程度や学習履歴に応じた個別最適な学び、他の学校や地域・海外との交流、探究型学習での実験・分析など、学びを変革します。子どもたちがデジタル社会で活躍できるよう、農業学科や工業学科を設置する学校を中心に、企業の協力を得てスマート農業やAI、ロボティクス、データサイエンスなど、先端技術に係る学びを進めます。デジタルネイティブの児童生徒が、これからの時代に必要な情報リテラシーと情報モラルを身につけるデジタル・シティズンシップ教育に取り組みます。 	<p>14-2 14-6</p>
<p>【2教育の充実】 取組方向 変化する社会の中で豊かに自分らしく生きる自律した学習者を育てる教育（読書および文化芸術活動）</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・一人ひとりがより豊かな人生を送るために、生涯にわたって学び続けることがこれまでに以上に重要となっています。読書や体験活動を通じて、歴史や文学、科学、芸術等、さまざまな分野への関心を高め、幅広い視野や知識を統合して考える力を育む拠点として、学校図書館の活性化や文化芸術活動等を推進します。 	<p>14-1</p>
<p>【2教育の充実】 取組方向 変化する社会の中で豊かに自分らしく生きる自律した学習者を育てる教育（これからの部活動）</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・仲間とともに励まし合い、高め合いながら、責任感や連帯感、自主性など豊かな人間性や社会性が育まれる部活動について、持続可能なものとしていくため、特に中学校における段階的な地域移行が円滑に進むよう取り組みます。部活動指導員等の専門人材について、効果的な配置を進めます。 	<p>14-1 14-6</p>
<p>【2教育の充実】 取組方向 一人ひとりが安心して持てる力と可能性を伸ばすことができる教育（将来の自立と社会参画に向けて）</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・特別な支援が必要な児童生徒や不登校の状況にある児童生徒、外国につながる児童生徒など、さまざまな子どもたちの教育的ニーズに応じたきめ細かな支援を充実し、一人ひとりが持てる力と可能性を伸ばし、将来の自立と社会参画に必要な力を育む取組を進めます。特別な支援が必要な児童生徒に関しては、インクルーシブ教育システムの理念をふまえ、それぞれの教育的ニーズに応じた学びの場での指導・支援を充実するとともに、障がいの有無に関わらず、子どもたちが交流し、学びあえるよう取組を進めます。不登校の子どもたちが社会的に自立することができるよう、心理や福祉などの専門人材を活用した支援体制を充実するとともに、アウトリーチ型の支援も進めます。外国につながる児童生徒には、共生社会の一員として活躍できるよう、特に高等学校での学びの継続と希望する進路実現のためのキャリア教育を進めます。県立の教育支援センターや夜間中学など、さまざまな学びや交流の場についても検討を進めます。 	<p>14-3 14-5</p>
<p>【2教育の充実】 取組方向 一人ひとりが安心して持てる力と可能性を伸ばすことができる教育（いじめをなくすために）</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・いじめや暴力のない安心できる学び場づくりに向け、道徳教育、人権教育をはじめ教育活動全体を通じて、全ての子どもたちにいじめをなくそうと行動する力を育むとともに、いじめ防止応援サポーター等の協力を得て、社会総がかりでいじめ防止に取り組みます。電話相談やSNS相談に加え、学習端末の活用や家庭との連携などによりいじめを訴えやすい環境づくりを進めます。認知したいじめについて、迅速、確実に対処していくため、いじめに係る情報をデジタル化して関係者が共有するとともに、専門人材の拡充や教職員研修など、学校における相談、支援体制を充実します。 	<p>14-1 14-4</p>

【2教育の充実】 取組方向 一人ひとりが安心して持てる力と可能性を伸ばすことができる教育（レジリエンス教育）	
<ul style="list-style-type: none"> ・学校生活や友人関係などでつまずいたり、思うようにいかなかったりする状況に直面した場合、しなやかに受け止めて、乗り越えていけるよう、物事の見方や考え方には多様なとらえ方があることや、ポジティブな感情を持つこと、周りに支え応援してくれる人がいることに気づくなど、ソーシャルスキルトレーニングの手法を取り入れたレジリエンス教育に取り組みます。 	14-1 14-4
【2教育の充実】 取組方向 一人ひとりが安心して持てる力と可能性を伸ばすことができる教育（人口減少への対応）	
<ul style="list-style-type: none"> ・少子化が進む中においても、これからの時代に求められる学びを提供していけるよう、県立高等学校の学びと配置のあり方について、それぞれの地域の活性化協議会において具体的な内容を丁寧に協議し、検討を進めます。また、県立高等学校通信制の改革やICTを活用して学校間をつなぐ学習など、人口減少に対応した学びを推進します。 	14-6
【2教育の充実】 取組方向 教職員の資質向上（より効果的な教育活動に向けて）	
<ul style="list-style-type: none"> ・教職員が、児童生徒の主体的な学びを支える伴走者としての役割を担えるよう、教育課題に加え、時代の変化に対応した専門性を身につけるとともに、児童生徒の力を引き出す指導力の向上を図ります。また、教職員が自らの人間性や創造性を高め、より効果的な教育活動ができるよう、教職員の業務負担の軽減に取り組み、学校における働き方改革を推進します。 	14-6

※人口減少対策は幅広い施策に関連するため、各項目に関連する主な施策を記載しています。

(7) 人口減少への総合的な対応

取組方向 自然減対策の推進（少子化対策）	関連施策
<ul style="list-style-type: none"> ・「結婚・妊娠・子育てなどの希望がかない、全ての子どもが豊かに育つことのできる三重」の実現をめざして、ライフステージごとに切れ目のない少子化対策の取組を着実に推進します。 	15-1 15-2 15-4
<ul style="list-style-type: none"> ・未婚化・晩婚化対策として、市町や民間企業等と連携し、広域的な出会い支援の取組を進めるとともに、それぞれの地域でより効果的な手法の検討を行います。 	15-4
<ul style="list-style-type: none"> ・さまざまな理由により、結婚や子どもを持つことを躊躇する若者等を支援するため、就労支援や所得向上、育児支援など妊娠・出産・育児に対する不安の解消に向けた取組を推進することにより、それらに前向きなマインドを持てるよう取り組みます。加えて、若い世代が結婚や子どもを持つことについて希望をかなえられるよう、早い段階からライフデザインを考えることを促進します。 	8-1 15-2 15-4
<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠・出産を支援するため、不妊・不育症治療の助成や周産期医療提供体制の充実に取り組みます。 	2-1 15-4
<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援に向けて、男性の育児参画の推進、仕事と子育ての両立促進、保育や幼児教育の充実に取り組みます。 	15-1 15-2

<ul style="list-style-type: none"> ・子ども・家庭に寄り添った支援を行うため、児童相談体制の強化、子どもの貧困対策、発達支援に取り組みます。 	<p>15-1 15-3</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・全ての家庭が安心して子育てできるように、医療・福祉等のサービス水準のより一層の向上について検討します。 	<p>2-1 15-1 15-2 15-4</p>
<p>取組方向 社会減対策の推進（定住促進）</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・雇用の場を確保・創出するため、DXの推進やカーボンニュートラル実現の取組を進めることで、自動車、半導体、石油化学など本県の主要産業のさらなる振興を図ります。また、スマート農林水産業の促進や、裾野が広く雇用確保が期待できる観光産業の振興、今後も成長が期待されるIT産業など県内産業の振興を図ります。 	<p>5-1 6-1 6-2 6-3 6-4 7-2</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・研究開発施設を含む企業誘致や再投資促進を図るとともに、スタートアップの育成・支援、中小企業・小規模企業や地場産業の振興に取り組みます。 	<p>7-1 7-3 10-1</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・若者や働く世代、とりわけ女性の県内定着を図るため、就労支援に取り組むとともに、テレワークや副業、ワークシェアなど多様な働き方や魅力ある職場づくりを促進します。加えて、県内高等教育機関の卒業生の県内就職促進や収容力向上に向けた取組を検討します。 	<p>8-1 8-2</p>
<p>取組方向 社会減対策の推進（流入・Uターン促進）</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・県内への転入を促進するため、移住希望者に対するきめ細かな相談対応や情報発信の充実、住みたいと思ってもらえる地域づくりなど、移住促進に取り組みます。また、県外の協定締結大学と連携して県内企業に係る就職情報を提供するとともに、県出身大学生のUターンを促進するための仕組みを検討するなど、若者のUターン対策を強化します。 	<p>8-1 9-1 9-2</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ふるさと三重に愛着や誇りを持ち、社会や地域の成長・発展に貢献しようとする思いを育むため、小中学校や県立学校において、郷土教育に取り組むとともに、地域と連携したキャリア教育を推進します。 	<p>14-2</p>
<p>取組方向 人口減少の影響への対応</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・大阪・関西万博の開催やリニア中央新幹線の開業を生かし、交流人口の拡大に取り組むとともに、好機を逃さず三重の魅力・情報発信に取り組みます。 	<p>5-2 5-3</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・関係人口等の拡大に向けて、ワーケーションの促進や地域おこし協力隊など外部人材による地域活性化に取り組みます。 	<p>5-3 9-1 9-3</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・デジタル技術の活用により地域の課題を解決し、暮らしの向上や魅力的な地域づくりにつなげるなど、デジタル社会の実現に向けた取組を推進します。 	<p>10-1 10-2</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・都市機能（医療・福祉・商業施設）の市街地中心部等への誘導やインフラの効率的な整備など、コンパクト化の視点を含め、人口減少下における地域社会のあり方について市町と連携しながら検討します。 	<p>9-1 11-3</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・人口減少等の影響により移動需要が縮小し厳しい経営環境にある地域公共交通のあり方について検討します。 	<p>11-2</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・少子高齢化、過疎化の進行等により継承が困難となってきた地域の文化資源の維持管理や伝統的な民俗行事の担い手育成、情報発信に取り組みます。 	16-1
<ul style="list-style-type: none"> ・経済活動をはじめ地域のさまざまな活動における担い手が不足していくことが懸念されることから、女性や高齢者、障がい者、外国人などを含む誰もが地域社会で活躍できるよう、環境整備に取り組みます。 	8-2 12-2 12-3 13-2
取組方向 人口減少対策の総合的な推進（国・市町・民間等との連携）	
<ul style="list-style-type: none"> ・県および県内市町が連携して人口減少対策を効果的に推進するため、「みえ人口減少対策連携会議」を設置し、人口減少対策に係る先進事例の調査研究やモデル事業に協働で取り組みます。 	行政運営 1
<ul style="list-style-type: none"> ・国に対して、子育てを社会全体で支える仕組みの構築など、人口減少対策に関する積極的な提言・提案を行っていきます。 	行政運営 1
<ul style="list-style-type: none"> ・若者や女性などの多様な人材が能力を発揮することができるよう、労働環境の整備など働き方改革に向けた企業への働きかけを強化します。 	8-1 8-2 12-2
取組方向 人口減少対策の総合的な推進（人口減少対策に関する調査・分析）	
<ul style="list-style-type: none"> ・人口減少対策の施策展開に向けて、自然減や社会減の要因を詳細に調査・分析するとともに、先進事例の調査研究を実施します。また、本県が抱える人口減少の課題を把握するため、若者や女性、子育て世代に対するヒアリングやアンケート調査を実施します。 	行政運営 1
取組方向 人口減少対策の総合的な推進（三重県人口減少対策方針（仮称）の策定）	
<ul style="list-style-type: none"> ・三重県の人口減少対策に係る取組の方向性を示す「三重県人口減少対策方針（仮称）」を策定し、全庁を挙げて人口減少対策に取り組みます。また、同方針に基づく取組は毎年の検証を通じて、ブラッシュアップを図っていきます。 	行政運営 1

5 用語解説

	用語	解説	該当ページ
ア 行	アウトリーチ	「手を伸ばす」という英語から派生した言葉であり、医療や福祉の分野では、予防的な支援や介入的な援助が必要な場合に、援助者が被援助者のもとへ出向き、具体的な支援を提供すること。	56, 155, 157, 167
	医療的ケア	学校や在宅等の日常生活で必要なたんの吸引・経管栄養・気管切開部の衛生管理等の医療行為のこと。	156, 157, 163
	インクルーシブ教育システム	障がいのある子どもと障がいのない子どもが同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に答える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備すること。	56, 162
	インバウンド	「外から中に入ってくる」という意味。観光分野においては、外国人が旅行を目的に日本を訪問すること。	105, 106
	美し国	日本書紀（巻六 垂仁天皇二十五年三月の条）に天照大神が伊勢国は美しい良い国でこの国にいたいと表現した言葉として記されている。 文中にある「可怜国」（うまし国）は旧伊勢国が該当しますが、現在では派生し三重県全域を美化する表現として用いられている。	3, 20, 66, 67, 182, 188, 189, 202, 203
	エコツーリズム	自然や歴史・文化等、地域固有の魅力を旅行者に伝えることにより、その価値や大切さが理解され、保全につながっていくことをめざす仕組みのこと。	99
	エシカル	健康や環境だけではなく、人や社会、地域という自分たちを取り巻くすべてのものに対して、多くの人が考える良識に従って考えよう、行動しようという概念。	8, 107
	エシカル消費	地域の活性化や雇用などを含む、人・社会・地域・環境に配慮した商品やサービスを選択して購入する消費行動のこと。	91
	エビデンス	証拠。	29, 30
	オーバーツーリズム	特定の観光地において、訪問客の著しい増加等が、地域住民の生活や自然環境、景観等に対して受忍限度を超える負の影響をもたらしたり、観光客の満足度を著しく低下させるような状況のこと。	6
オープンデータ	自治体や研究機関などが保有する誰もが入手可能で、利用料やライセンスの制限がなく、データの加工や譲渡が認められているデータやコンテンツのこと。	46, 47, 139	
温室効果ガス	大気中に含まれる二酸化炭素やメタンガスなどの総称であり、大気中の濃度が増加することで、地球温暖化をもたらす。	9, 10, 11, 38, 39, 41, 42, 94, 95, 96	
カ 行	カーボンニュートラル	温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること。政府は2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルをめざすことを宣言。	7, 10, 38, 39, 40, 41, 42, 43, 44, 62, 96, 97, 102, 110, 118, 120, 121, 141, 144

用語		解説	該当ページ
力行	感染症発生動向調査システム	感染症の発生の状況、動向および原因を明らかにし、国民・医療関係者への情報提供および公開を行うことにより、感染症に対する有効かつ的確な予防対策を図り、多様な感染症の発生・拡大を防止するシステム。	81
	木づかい	毎日の生活に木製品を取り入れるだけで誰でも手軽に始められるエコ活動のこと。木を知り・木を使い・木を活かし・森を育むことで地球環境への「気づかい」につなげる取組。	110, 111
	機能別消防団員制度	全ての消防団員活動に参加できない人が、入団時に決めた特定の活動・役割に参加する制度のこと。	73
	キャリア教育	一人ひとりの社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身につけることをとおして、社会の中で役割を果たしながら自分らしい生き方を実現していくことを促す教育。	55, 56, 62, 160, 161, 162, 163
	救命救急センター	脳卒中や急性心筋梗塞、重度の外傷・熱傷等の複数の診療科にわたる重篤な救急患者を、24時間体制で受け入れる三次救急医療施設のこと。	79
	狭隘化	きょうあいか。面積などが狭くゆとりがないこと。	162
	強じん	しなやかで強いこと。また、柔軟でねばり強いこと。プランでは「強さ」については、自然災害や感染症など県民の命や暮らしを脅かすリスクへしっかりと対応すること、「しなやかさ」については、変化の激しい社会にあってもタイミングを逸することなく、柔軟に対応して三重県の発展につなげていく、という2つの意味を込めている。	3, 20, 66, 67, 188, 189, 202, 203
	グリーンインフラ	社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組のこと。	25, 76, 77
	クリーンエネルギー	太陽光発電や風力発電など、二酸化炭素や窒素酸化物などの地球温暖化や大気汚染の原因となる物質を排出しない、または、排出量の少ないエネルギー源のこと。	10
	グローバル	グローバル (global) とローカル (local) からの造語。国境を越えた地球規模の視野と、草の根の地域の視点で、さまざまな問題を捉えていこうとする考え方。	55, 122, 123, 161
	クロスポイント	複数の同種あるいは異種の交通手段が接続する場所のこと。	141
	合計特殊出生率	15～49歳の女性の年齢別出生率を合計したもの。	16, 57, 60, 61, 188
高度衛生管理型市場	陸揚げから荷捌き、出荷に至る各工程において、衛生上の危害を分析、特定の上、危害要因を取り除くための対策を講じるとともに、定期的な調査・点検の実施並びに記録の維持管理と要請に応じた情報提供を可能とする体制を構築している市場。	113	
サ行	サーベイランス	感染症・環境汚染・経済などの動向について専門機関が調査・監視を行うこと。	30
	災害コントロールルーム	災害に備えて、データの集約や指揮を集中的に管理するための場所。	77

用語	解説	該当ページ
サイバー犯罪	コンピュータやインターネットを悪用した犯罪。不正アクセス、コンピュータ・ウイルス、ネットワークを利用した犯罪を指す。	86, 87
サステナブル	「持続可能な」という意味。主に自然にある資源を長い期間維持し、環境に負荷をかけないようにしながら利用していくこと。	7, 102, 103
サプライチェーン	商品が消費者に届くまでの「原料調達」に始まり「製造」「在庫管理」「物流」「販売」等を通じて消費者の手元に届くまでの一連の流れのこと。	9, 10, 38, 39, 40, 41, 116, 118, 120
次世代モビリティ	新たな移動手段（乗り物）として、AIなどを活用してリアルタイムに最適配車を行うオンデマンド交通や、1人、2人用の超小型モビリティ、自動運転による新型輸送サービスなどの総称。	14, 36, 88, 143
施設外就労	障がい者就労施設等が他事業者の作業（農業経営体の農作業など）の一部を請け負うこと。	156, 157
周産期母子医療センター	周産期の母体・胎児・新生児に生じる突発的な事態に、24時間体制で対応する緊急医療施設。産科・新生児科のほかに、内科・外科・精神科などが連携して医療を行う。	79
情報モラル	情報社会で適正に活動するために必要な考え方や態度。	54, 55, 158, 159
情報リテラシー	メディアやインターネットサイト等から得られる大量の情報から自身に必要なものを収集し、それを適切に評価、管理等を行って、活用するための能力。	54, 55, 158, 159
水源かん養	水資源の貯留、洪水の緩和、水質の浄化により、雨水の川への流出量を平準化したり、あるいは、おいしい水を作り出すといった森林の持つ多面的機能のひとつ。	77
スクールカウンセラー	児童生徒の心の悩みに対応することを目的とする専門家の総称。精神科医のほか、公認心理士、臨床心理士、学校心理士等があり、児童生徒へのカウンセリングや教職員および保護者に対する助言・援助を行う。	165, 167
スクールソーシャルワーカー	教育機関を活動の場とする福祉事業（ソーシャルワーク）従事者。主に、生徒や児童の立場から、問題解決ができる環境づくりを推進することを旨とする。	165, 167, 171
スタートアップ	まだ誰も取り組んだことがない新しいビジネスを一から開始し急成長している事業や企業のこと。ただ目新しいというだけでなく社会に価値をもたらすことを目的とする事業内容であることも挙げられる。	11, 46, 62, 116, 117, 136, 137
スマート工場	施設内の生産に関する主要な設備をネットワーク環境につなげることで生産活動に係る情報を収集及び蓄積し、高度な情報解析技術等を用いて蓄積された情報の分析、制御等を行うことにより生産性の向上、高付加価値化等を図る工場。	121
スマート農林水産業	AI、IoT、ロボット等の先端技術を活用した農林水産業。	62
ゼロエネルギー住宅	高断熱化と高効率設備によって、大幅な省エネルギーを実現した上で、太陽光発電や蓄電池などを利用して、年間エネルギーの消費量を収支ゼロにする住宅。	145

サ行

用語		解説	該当ページ
サ行	ソーシャルスキルトレーニング	社会の中で他者と交わり、共に生活していくために必要な能力を身につけるための訓練。	56
	ゾーン30	生活道路における歩行者等の安全な通行を確保することを目的として、区域（ゾーン）を定めて最高速度30キロメートル毎時の速度規制を実施するとともに、その他の安全対策を必要に応じて組み合わせ、ゾーン内における速度抑制や、ゾーン内を抜け道として通行する行為の抑制等を図る生活道路対策。	89
	空飛ぶクルマ	電動垂直離発着型無操縦者航空機（eVTOL）を指し、電気により自動で空を飛び、垂直離着陸が可能な、飛行機とドローンの間に位置する新しいモビリティ。	14, 36, 46, 136, 137
タ行	ダイバーシティ&インクルージョン	一般に、ダイバーシティは「多様性」、インクルージョンは「受容」を意味する。性別、年齢、障がい、国籍、性的指向・性自認、ライフスタイル、経歴、価値観などにかかわらず、それぞれの個を尊重し、認め合うこと。	150, 151
	脱炭素	地球温暖化の原因となる二酸化炭素などの排出量をゼロにすること。	8, 9, 10, 20, 38, 39, 40, 41, 68, 94, 95, 96, 117, 118, 119, 120, 121, 140, 141, 160, 188
	地域口腔ケアステーション	在宅歯科医療の充実や医科歯科連携の推進のため、医療介護関係者等と連携して県民の皆さんに効果的な歯科保健医療サービスを提供する拠点のこと。	85
	超スマート社会	必要なもの・サービスを、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供し、社会のさまざまなニーズにきめ細かに対応でき、あらゆる人が質の高いサービスを受けられ、年齢、性別、地域、言語といったさまざまな違いを乗り越え、生き活きと快適に暮らすことのできる社会。	13, 160
	データサイエンス	データの分析についての学問分野。主に大量のデータから、何らかの意味のある情報、法則、関連性などを導き出すこと、またはその処理の手法に関する学問。	55
	データセンター	大量のサーバーを収容し、インターネット接続サービスや保守・運用サービス、大規模なクラウドサービスなどを提供する施設。	42
	デジタルコンテンツ	デジタル化された静止画や動画、音声、文字などの情報やデータの総称。	75
	デジタル・シティズンシップ	デジタル技術を適正かつ積極的に活用し、責任をもって社会に参画するための能力・行動規範。	54, 55, 159
	デジタルデバイド	インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差。	11, 45, 46, 137
	デジタルネイティブ	幼少期には既にパソコンやインターネットが普及しており、それらが身近な生活環境で育った世代。	54, 55
デマンドタクシー	予約型の乗り合いタクシー。	143	

用語		解説	該当ページ
タ行	転出超過	転入者数から転出者数を差し引いた数がマイナスになる状態。	59, 60, 124, 188
	都市計画区域マスタープラン	正式には「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」と言い、都市計画法第6条の2の規定に基づき、都道府県が当該都市計画区域全体を対象として、広域的見地から、区域区分をはじめとした都市計画の基本的方針を定めるもの。	144
ナ行	二次救急医療機関	主に入院治療を必要とする重症患者への対応医療機関。	79
	二地域居住	主な生活拠点とは別の特定の地域に生活拠点をもうける暮らし方。	145
	ネットパトロール	インターネット上にあるウェブサイトを巡回し、犯罪などの有害な情報を見つけ出すこと。	165
	ネットリテラシー	インターネット・リテラシーを短縮した言葉で、インターネットの情報や事象を正しく理解し、それを適切に判断、運用できる能力。	149
	ノウフク商品	農福連携の取組によって生産・製造された生産物や加工品。	156
	農福連携	農林水産業に障がい者が就労することで、農林水産業分野と福祉分野の両方の課題を解決する取組。	156, 157, 163
ハ行	バイオマス	動植物に由来する有機物（化石燃料を除く。）であり、生命と太陽エネルギーがある限り持続的に再生可能な資源。	11, 38, 42, 96, 97
	背後地	港の背後にある陸地で、その港の出入荷物資の需給関係などに密接な関係のある地域。	140
	光ファイバ	通信に使用されるケーブルの一種で、データを光信号に変換して伝送するケーブル。	11
	ビッグデータ	利用者が急速に拡大しているソーシャルメディア内のテキストデータ、携帯電話・スマートフォンに組み込まれたGPS（全地球測位システム）から発生する位置情報、時々刻々と生成されるセンサーデータ等、ボリュームが膨大であるとともに、構造が複雑化することで、従来の技術では管理や処理が困難なデータ群。	14, 42, 161
	避難行動要支援者	高齢者、障がい者、乳幼児等のうち、災害発生または災害発生のおそれがある場合にその円滑かつ迅速な避難のために特に支援を要する方。	24, 26, 74, 75
	樋門	排水路や支川が堤防を横断して川へ流れ込む場合に、堤防の中をトンネルのように通り抜けるもの。	6
	ピンクシャツ運動	平成19（2007）年にカナダで誕生した「いじめ反対運動」のこと。ピンク色のシャツを着たり、ピンク色の小物を身に着けたりすることで、「いじめ反対」の意思を行動で示す。	165
	貧困率	相対的貧困率。等価可処分所得が貧困ライン以下の世帯に属する国民の比率。貧困ラインは国民の平均値の50%。	48

用語		解説	該当ページ
八 行	5G	高速・大容量に加え、多接続、低遅延（リアルタイム）が実現されることで、人が持つデバイスからIoTまで、幅広いニーズへの対応が期待される第5世代移動通信システム。	11, 45
	フォスタリング機関	里親のリクルート及びアセスメント、里親登録前後及び委託後における里親に対する研修、子どもと里親家庭のマッチング、子どもの里親委託中における里親養育への支援、里親委託措置解除後における支援に至るまでの一連の過程において、子どもにとって質の高い里親養育がなされるために行われる様々な支援を担当する機関。	51, 175
	物理的デバイス	道路上に設置することで、物理的に自動車の走行速度を低減させるとともに、抜け道利用などの通過交通を抑制し、歩行者等の安全を確保するための道路施設。	89
	プライマリ・ケア	身近にあって、何でも相談にのってくれる総合的な医療。必要などきは最適の専門医に紹介するほか、在宅診療や地域の保健・予防など、住民の健康を守る役目も担っている。	79
	ポータルサイト	インターネットの入り口または玄関口に相当するウェブサイト。	165
マ 行	マザー工場	製品の設計、開発、試作等の機能や他の工場への技術指導、支援等の機能を有する工場。	121
	三重県木づかい宣言事業者登録制度	県産材を積極的かつ計画的に使用すること等を宣言した事業者や店舗等を「木づかい宣言」事業者として県が登録し、広く県民に周知することによって、木づかい運動を推進する制度。	111
	ミッシングリンク	道路網における未整備のため途中で途切れている区間。	140
	木材コンビナート	木材製品の生産に関わるさまざまな機能を連結させ、一地域に集約した施設。	42
ヤ 行	ヤングケアラー	一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども。	13, 48, 50, 51, 52, 170, 171
	ユニバーサルデザイン	「すべての人のためのデザイン」を意味し、障がいの有無や年齢、性別等にかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるように施設、製品、制度等をデザインすること。	154, 155, 163, 168
ラ 行	立地適正化計画	都市再生特別措置法にもとづき、居住機能や福祉・商業等の都市機能を誘導するエリアを定め、コンパクトなまちづくりを進めるための計画。	144, 145
	漁師塾	若者などの水産業への就労・就業を促進するため、漁業技術の研修等を通じて人材育成や就業支援を行う育成機関。	113
	レジリエンス教育	児童生徒が、学校生活や友人関係などで、つまづきや失敗、思うようにいかない状況をしなやかに受け止めて適応し、立ち直り、回復する力を育む教育。	56
	レップ	「代理人」という意味。海外現地で外国人観光客を誘致するため、自治体や事業者の代理として情報収集や海外旅行会社へのセールス等のプロモーションを行う事業者のこと。	105

用語		解説	該当ページ
ラ行	ロボティクス	工学の一分野。制御工学を中心に、センサー技術・機械機構学などを総合して、ロボットの設計・製作および運転に関する研究を行う。ロボット工学。	55
ワ行	ワーケーション	「ワーク」と「バケーション」を組み合わせた造語で、観光地やリゾート地でテレワークを活用し、働きながら休暇をとる過ごし方。	60, 63, 133, 144, 145
アルファベット	AI	Artificial Intelligenceの略。人間の思考プロセスと同じような形で動作するプログラム全般、あるいは人間が知的と感じる情報処理・技術全般。	14, 45, 51, 55, 87, 90, 113, 118, 120, 140, 141, 161, 175
	BCP	Business Continuity Planの略。災害などの緊急事態における企業や団体の事業継続計画。	31, 73, 117, 154, 155
	BP	by passの略。ある地域を迂回させて通過交通がその地域を通らないようにするための道路のことで、多くの場合、その地域に出発地または目的地をもつ地域間交通を円滑に分散し、または導入する役割も果たすもの。	141
	CLM	Check List in Mieの略。保育所等に通う発達障がい児等の行動等を観察し、「個別の指導計画」を作成するためのアセスメントツール。	171
	COOL CHOICE	地球にやさしい省エネ・低炭素製品の購入や、環境に配慮した行動などを積極的に行う「賢い選択」をすること。	10, 95
	DMAT	災害派遣医療チーム (Disaster Medical Assistance Team) の略。災害急性期に活動できる機動性を持ったトレーニングを受けた医療チームのこと。	73
	DV	Domestic Violenceの略。一般的には、配偶者や恋人など親密な関係にある又はあった者からの暴力又はこれに準じる心身に有害な影響を及ぼす言動を指す。	13, 49, 86, 150, 151, 174
	DWAT	災害派遣福祉チーム (Disaster Welfare Assistance Team) の略。災害時に避難所で生活する高齢者や障がい者等の福祉ニーズに対応するため、福祉専門職等で構成されるチームのこと。	154, 155
	DX	Digital Transformationの略。デジタルを活用することにより、時間短縮や付加価値の向上を実現し、暮らしやしごとをより良いものにすること。	7, 11, 35, 40, 42, 43, 45, 46, 47, 62, 69, 104, 105, 117, 120, 133, 136, 137, 138, 139, 187, 190, 194, 195, 203, 204
	HACCP	Hazard Analysis Critical Control Point (危害分析重要管理点) の略。食品の製造において、施設の清掃や食品取扱者の衛生管理等の従来的一般衛生管理に加え、製造の工程ごとに微生物や異物混入等の危害があるか分析し、管理することで食品の安全性を高め、食中毒等の被害を未然に防ぐ衛生管理方法。	92, 93

用語		解説	該当ページ
アルファベット	MICE	企業等の会議 (Meeting)、企業等が行う報奨・研修旅行 (インセンティブ旅行) (Incentive Travel)、国際機関・団体、学会等が行う国際会議 (Convention)、展示会・見本市・イベント (Exhibition / Event) の頭文字のことであり、多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントなどの総称のこと。	105
	Park-PFI手法	平成29年の都市公園法改正により新たに設けられた、飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する「公募設置管理制度」のこと。	144, 145
	SDGs	持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals)。平成27 (2015) 年9月の国連サミットで採択された2030アジェンダにおける2030年までに達成すべき国際社会全体の開発目標。	6, 8, 35, 90, 102, 107, 110, 122, 132, 160, 188, 189
	STEAM教育	科学 (Science)、技術 (Technology)、工学 (Engineering)、リベラルアーツ・教養 (Arts)、数学 (Mathematics) 等の学習を実社会での課題解決に生かしていくための教科横断的な教育。	55, 161
	Uターン	生まれ育った故郷から進学や就職を期に都市圏へ移住した後、再び生まれ育った故郷に移住すること。	17, 61, 62
	U・Iターン就職	生まれ育った故郷から進学や就職を期に都市圏へ移住した後、再び生まれ育った故郷で就職すること (Uターン就職) と、生まれ育った故郷とは別の地域で就職すること (Iターン就職) の総称。	125
	VUCA	V (Volatility : 変動性)、U (Uncertainty : 不確実性)、C (Complexity : 複雑性)、A (Ambiguity : 曖昧性) の頭文字をとったもの。社会やビジネスにとって未来の予測が難しくなる状況。	190

みえ元気プラン

令和4（2022）年10月

三重県戦略企画部企画課

〒514-8570 津市広明町13番地

TEL 059-224-2025 FAX 059-224-2069

E-mail kikakuk@pref.mie.lg.jp

URL <https://www.pref.mie.lg.jp/VISION/index.htm>